

山浦 元 孫

12. 26付にて 赤牛紙とカレの紙 ありたく 4よりした

河村先生の 最新刊雑誌を 室内でや 竹中先生に とらへて、返す

ために '69の 雑誌の 大まかに 困難を 思つておす。

シリーズとして 2冊目の 12冊目には 子 表現集、読者への ことば  
をしたので、2冊お送りします。(概念集-Iの訂正リスト 2冊分を同封します。)

赤牛紙で 紙の 身体を ことば して 取して 下す。 ありたく ことばで

意識の 面では、 手だて 手紙 等々 とし、 幼雑 等々 とし、 多々 あり

たり。 ことば 等々 ことば 等々 ことば 等々 (ことば 等々 ことば 等々

ことば 等々、 ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の

ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の

ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の

ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の

ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の

ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の

ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の ことば 等々の

'89. 1. 12

松下 昇

コクヨ ケ-35 20X20

今日 → [1月中旬頃] 3月中旬に東京へ行くので、略図をかいて下すは、  
町内にはムリです。 同時代建築研究会

松下昇平様

十三三

同封した朝日新聞のナマヤカを、しり、まてとせ。

昨年（十三）朝日の深夜訂正を見ながら、50年間の自己点検を一日朝まで  
試みた。丁が社極（社極）的なのは西郷氏と松下さんといふはせつ。朝日も  
初にやるまを全権して、時々起す。居眠りをする。新年を迎えたおめでとう。  
三つ子う魂：万人との。あつせ代々の命をいふ。

十三日

表紙赤(巻)と柳名集上訂正リスト。各二部。そくてお手紙。ありがとう。評文を  
り申した。卒業論文と修士論文は松下さんのお宅に伺つたと。評文を  
せたくつたい。今かくお願ひします。というは(寅さんには身もたまか)  
私、年々もあつても酷寒地同様に、手を動かす。南方へ生を運ぶ気が  
あつた。お立ちます。松下さんのお力でおつた。お神戸へ行く。おまめさう  
もり。おつた。慢延河。下北へ眼を伺つて。昨今は、おあつた。世界  
革命を志した。三つ子う魂。人何と。余りにおお粗末と自我もかります。

No.1

とまめく。一九七〇。五月一日付の松下さんの同封状を、新しい何点か。まてとせ  
る年。けい。たい。あつた。

一十一夜、河村さんと井渡団会議に臨みました。激論を予定して来たはず  
が、人使りのたまり、お村な。石田さん、近藤さん、そして河村さんの温顔に、お  
云之下、供託金——退職金。夜間勤務者当金——の訂正で終りました。  
判決文に引用された。四八・二二二大法廷判決は、お存知をいいます。三  
菱樹脂の件のおまめ。ユビを同封します。石田さんが、お二点。余渡効に因る。  
判決は、お新——お判例として、今後おつた。お可憐性を懸念して、おつた。

No.2

敗訴は平穏なまてとせ。お云え。河村さんには、お二点。おつた。今、お会社内  
左遷の話を、お返つた。河村さんは、俺に、おプロテクトが、おまめ。お返つた。



山浦 元 様

先日のTel. を読んでいただきまして。

1 2月13日(月)の夕方、山浦様への三ヶ月前からのメール、この  
ことにはお返事してあげたが、この2月14日(日)の午後3~5時に到着  
したメールに大変うれしく感じた。(到着後、既読、Tel. した)

その日は泊り込みで13日(月)に東海大へ行き、午後の  
午食へというメールをもらった。また、13日には山浦  
(中) さん、誠懇な態度とこのことについて、私のメールは町内等

の要更なところへ場合に、という旨を伝えた。(私の場合、東海大まで  
一泊に出掛け、あとは研究室で寝たことなど、という程度で十分です。)  
また、最初のメールの方向、二ヶ月前からのメールは、私のメールへ向く  
メールをスルーしていただけたら、二週間に二週判断下す。

2 全く勝手なお願いですが、もし金事を出していただいた場合、客観的  
な見、お茶〜お菓子〜少しの野菜という水準で十分です。とくに「お菓子」は  
お返しに考えて下す。(前年同様、お肉は食べない原則は実行  
していることとあります。魚貝類は少しずつ食べてはいます。)

酒類は「0.05%未満、お菓子」は「お菓子」にて、お肉は? 禁欲主義者とい  
うわけにはいきませんが、念のため、お肉は食べないでおきます。

3. 河村元成が「痛文亭」の元々 2.14に出席されたこと(若く  
はやしと云ふこと) 認しておきますが、  
場合を区別する

捏造を認められ、三好四郎の妻一八様まがらに肉連して、竹中元久  
ノートをあかししてあります。裁判終了後、送していただくことにしていただく  
ので、2.14にもおきて下すのは、私も竹中元久にとどめます。

(河村元成に知らせ、2.15日と云ふ少くとも 2.13夜には山浦元久  
お宅から2.15日は予定してありますが、入院の可能性もあり、遠慮しております。  
山浦元久の方で連絡がつかない限りおいて下すこととなります。)

4. 以前(一昨年?)河村元成は、尋常問題についての短一手紙を  
おいた際、おまけとして紅筆として別紙を送っていただきました。  
これは全くの非科学的な内容です (コピー同封)

これを理解できませんので、こゝで山浦元成から、説明していただくことが  
要してあります。少くとも、このポラロ日有の尋常に応用したと云うことは  
2.15日尋常短紙と短紙が及ぶハ、について、意見が分かれば幸いです。

5. その他、お念のため、この20~30年(若くは同じ長さの未来)について  
話し合える機会をたのびたいと思います。

89-3-7 松下 昇

THREE-DIMENSIONAL COMPUTER CODE FOR GROUNDWATER FLOW, ADVECTION DIFFUSION AND THERMAL CONDUCTIVITY IN RADIOACTIVE WASTE DISPOSAL USING FINITE ELEMENT METHOD

RYUJI KAWAMURA

Japan Information Service, Ltd.,  
5-12, Kita-Aoyama 3-chome, Minatoku, Tokyo, Japan

INTRODUCTION

In permanent disposal of radioactive wastes, coupled analyses of groundwater flow, advection diffusion with a decay chain of radioactive materials, and thermal conductivity are important and necessary for the safety aspects. If geological conditions are complex physically and geologically, it is realistic and reasonable to perform three-dimensional analyses in safety assessment. There are many three-dimensional numerical codes in this field; e.g. analytical (AT123D), Monte-Carlo (MIG3D) and finite difference method (SWIFT), but no code using F.E.M..

METHOD of CALCULATION

In this work, three-dimensional treatment of groundwater flow and advection diffusion (PER8MIGR) or thermal conductivity (PER8TEMP) were developed by finite element method with 8-node isoparametric elements. Governing equations of groundwater flow, migration of nuclide and thermal conductivity are given as follows, respectively;

$$S \partial_t H = \nabla \cdot (k \cdot \nabla) H + Q \quad [-k_z \beta \partial_z T], \quad (1)$$

$$R \partial_t T + \theta \rho_0 C_{p0} (u \cdot \nabla) T = \nabla \cdot (K \cdot \nabla) T + W, \quad (2)$$

$$\theta K_i \partial_t C_i + \theta (u \cdot \nabla) C_i + \theta K_i \lambda_i C_i = \nabla \cdot (D \cdot \nabla) C_i + \theta K_{i-1} \lambda_{i-1} C_{i-1} + F_i \quad (3)$$

where  $u = -(k \cdot \nabla) H / \theta \quad [+k_z \beta (T - T_\infty) / \theta]$ , square brackets represent the case that natural convection of water flow exists, and

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| S: Generalized storage coefficient | , k: Hydraulic conductivity of saturated    |
| H: Total hydraulic head            | , flow                                      |
| Q: Recharge or discharge           | , u: Groundwater velocity                   |
| $\theta$ : Effective porosity      | , $\lambda_i$ : Decay constant of nuclide i |
| D: Dispersion coefficient          | , $F_i$ : Source of nuclide                 |
| $\rho$ : Rock density              | , $\rho_0$ : Water density                  |
| $C_p$ : Specific heat of rock      | , $C_{p0}$ : Specific heat of water         |
| $C_i$ : Concentration of nuclide i | , $K_i$ : Retardation of nuclide i          |

松下昇様

今日(二十五)日、銀座中央会館で、松本新設原音田園東の集まりがありました。成石井渡士・生田忠志等の話も、今後よりサリガ話もなりました。くわしくは昨日に二二付のお手紙拝見しました。ベネドクト都立で河村さんの入院は三月に初め分をします。某会に出かける前に河村さんに会い、次の取柄りを考えた。すかしのあごはるか。河村さんで、東海大へ行きたいという話をします。

十一日、鶴巻温泉駅(東海大前駅)の次で小田原(約30分)で松下さんに下車して居ます。三人で大学へ行く。河村さんと一泊。三時頃から松下さんの到着まで、鶴巻温泉駅で待っています。お昼は、車を降りて居ます。改札口を出てすぐ左手のバスターミナルに駅車に乗ります。

(小田原……東海大前——鶴巻温泉……厚木……新宿)

No.1

十一日夜は油を灯して居ます。お昼に館を大歓迎です。ほんとに遠慮無用なです。冬は冬、自家製の野菜をどうも出まわって、残念です。冬もに厚着のヒートとヒートで居ます。冬も後者は、巨大なスピーカーに高音心を示し、多くの中をこくとワメイで、小生をガウリさせられます。

中野時代の親友のくさって来た。越後の米を味わさくた。新潟の豊後村では、自多達は無農業者の会へ入ります。彼等米を強制された。きた人々のせめてもの救済の一つです。山形高島米と玄米も出まわります。河村さんも夕食を共にします。

十三日は二限用(土曜)から、試験監督がある。九時過ぎに大のりる予定ですが、松下さんは、自由な時間に、午後の方へお越しください。

十四日は、河村さんも出席します。官内さん、室田さん、くわい連絡は、まだ届いていません。

竹中さんのノートの内容、河村さんに伝えたいおきました。高橋へおいた例も、おしよるか。十二日に送りました。

同封して下さった、河村指文は、英文添削をして記憶が、おりました。松下さんの二箇所については、河村さんに答えて、おしよると依頼しておきました。

No.2

「新仏教原論」の序文、おしよると思っています。前巻は、一日がかりで読め、おしよると思っています。

先電にて有る事柄を、此を遺としりて調へておいた。デーマが多くあるから  
こり手した。私か非難するに居た。市川さんの様は人は、時大には皆  
無だった。後者は、福島久藤原子姉の証言です。(田中三喜さんの  
告発した。シエホジムのセブオもありました。) 回答は用いようか。

。ありましますか。文通界の足りにとカネ。同旨です。

以上。去り書きたり失礼します。十二日の午。時間午後二時迄が金曜日  
時は、夜八時以後は在宅してあります。ごはお会い  
して、いろいろお話を頂けらることを楽しみにしております。

一九一九・二・五 山浦 元

No. 3

追伸。一。二。三。脱原岩法利之。署名は遺跡が私書しました。法利の方へ  
一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。  
後連絡会の存在に少し話合つた。……  
デモ後。法利岩前を、男名を、暗く用いた。署名は用紙が、あぐり、ゆく、先宗  
に、原岩に對する、人々の、あつた、痛、能、感、じ、ま、し、た。デモ中、大まな、カ、コ、二、杯  
の花を、静、閑、か、ら、運、び、来、た、と、し、紅、服、姿、の、中、羊、女、校、の、道、行、く、人、達、に、一、輪、や、つ  
手、持、つ、な、が、り、活、り、か、け、つ、た、の、印、を、所、得、し、た。  
聖、書、の、新、聞、報、道、は、朝、日、毎、日、神、奈、川、の、三、條、の、年、(三、三、三、)、二、冊、の、情、況、が、す、す、

### 松下昇様

。拙、心、望、を、一、つ、隨、筆、が、と、つ、つ、あ、り、ま、し、た。つ、つ、に、伊、藤、久、遺、稿、集  
の、原、稿、コ、ピ、ー、も、同、封、し、ま、す。(十四日の、満、日、の、話、か、ら、刊、行、は、か、そ、う  
遅、い、と、予、想、さ、し、今、回、の、最、高、の、裁、判、決、裁、判、に、か、の、り、と、思、わ、れ、ま、す  
の、こ、こ、を、予、想、し、ま、し、た。)



。河村さんの夜間、午、遺、職、合、は、一、切、支、取、り、ぬ、と、し、う、園、東、学、院、当、局、の  
家、の、カ、が、伝、え、ら、れ、ま、し、ま、す。(石、田、弁、渡、士、と、河、村、山、山、浦、と、は、言、い、ま、す、十、七、日、)  
。二、日、弁、渡、団、合、議、に、詳、細、を、備、え、論、議、す、る、予、定、に、な、ら、な、い、ま、す。  
。松下さん、鉄、橋、子、を、見、こ、う、な、ら、な、い、ま、す。短、い、時、間、に、お、多、く、お、示、唆、を  
く、り、ま、す。ほ、ろ、ろ、と、有、難、う、な、ら、な、い、ま、す。今、後、い、ろ、う、生、か、そ、う、か、と、考、え、て  
し、ま、す。大、意、に、よ、り、か、か、え、ら、れ、る、課、題、の、改、善、形、態、も、し、べ、ん、と、思、わ、れ、ま、す。  
。同、世、代、は、自、明、の、も、と、に、な、ら、な、い、ま、す。

。せ、ろ、く、お、お、下、さ、つ、た、に、し、ら、ぬ、娘、う、え、病、が、ジ、ョ、ウ、シ、ク、を、お、お、し、ま、し、ま、す。  
内、も、お、お、し、ま、し、ま、す。こ、の、こ、の、こ、が、ま、た、気、程、に、お、お、し、ま、し、ま、す。

一九一九・二・五 山浦 元

山浦 元 様

2.13~14には、山の頂上での会議が第一で、  
早く、山のふもとから頂上までの総体について、  
感触を伝へたい。会議で第一で、  
山浦とくわ、三浦とくわ、東海とくわ、  
おとくわ、とくわ、支え、  
意見交換の前記を可能にしたのだ、と考へておきます。

私の予定は、日々の仕事、他に、  
大阪地裁（京大の台地空席に関する刑事事件）、  
京都地裁（前記の押収品に関する民事事件）の準備があり、  
3.4までには河村に送付する最高裁判決裁判の文書化がある。  
2.13~14日までの総体について山浦とくわに  
お伝えする。困難なところ、お伝えする。お伝えする。

山浦とくわの作成のことは、  
お伝えする。山浦とくわのわくわく、  
お伝えする。（三浦は話したのか？）に、  
お伝えする。

2.16日 山下 昌



山下元彦

2.14の会議でやり直された取扱通信の巻頭と上巻班書訂正

リストの巻カバーをお送りします。

↓  
巻頭は官内化へ送ります。

お手数ですが、河村様にもお送り下さい。以下の掲載エピソードは、

不便とも思われるので、河村様へまた巻頭を改めてご送付する場合、  
送付する場合は、

新の最高級紙に印刷し（厚）であり、本格的に印刷したものとさせていただきます。  
お急ぎの執筆集や資料集発行過程で、とご連絡させていただきます。

↓  
5.16(火)か、5.18(木)に設定して下さい。

5.17(水)の同時代建築研究会にご参加ください。

のご予定、河村様の入館案内や身体状況  
との関連で、とくにさせていただきます。

2.16付

手紙、新聞の巻頭と入館案内にともなう2.18付の巻頭カバー

お送りいたします（2.21付の巻頭書も）

↓  
「核エネルギー幻想

核エネルギー、5-11章

です。とくに最後の4行

は気に入っています。そして、

これが「気に入る」大学図書館

や同水曜日の人々の発行を助けています。

2.15の同時代建築研究会の呈送レポート

とかが完成して、3.7に大阪で

86.3.24事件（既刊通信）15巻の

6ページ以降（参考）の証言の

2.16付

準備が完了して、次の機会にします。（本館の印刷、前編で7-12までとさせていただきます）

89.3.1

松下昇

最高裁判決批判(序)

最高裁判決は、上告代理人弁護士の上告理由  
 田に「形式的に」は判断しては、本来の当事者  
 である河村氏が、支障者との討論を経て作成  
 した。これを憲法第三二条(裁判を受ける  
 権利)の最高裁判決によつて空洞化されているこ  
 との象徴であろう。たしかに河村氏作成の上申書の内  
 容の主要なものは、代理人弁護士作成の上申書。  
 理由書に包括されてゐる、といふことは、法的に審  
 理された主張として、河村氏が答へた  
 るべきである。表現の自由は、代理人弁護士の  
 の動機に及ぶものでない。代理人弁護士の  
 作成した上告理由書は、想定しうる限りのす  
 べての出来事、高く評価すべきか、  
 河村氏の表現の自由は、高く評価すべきか、  
 前記の通り、高く評価すべきか、  
 精選の除外最高形態、今回の判決で、  
 うたがひなく、今回の判決で、

『九五ノ一』 28頁

最高の( )? (法律専門家としての最高)

裁の裁判官の上告審判理由は、専門家として  
の代理人弁護士の上告申立理由に、よく訂正  
してゐるかと、全くそうではな。判  
決は最高裁の裁判官ではなく、最高裁の方針  
に忠実な工リト、コト又重くもある調査官に  
よつて作成されたであらうが、今回の文書に  
口文を論理的な錯誤があり、それは法律の  
専門家ではなくても(ある)は、なにかう( )  
明確に了解しうる水準のものである。

① 判決は、上告理由の才一点と才二点につ

いて、それぞれ判断してゐるようなフリを  
してゐるが、添付された上告理由書と  
対比すれば、判よびに、  
才一と才二の才一と才二の重複する理由

のうちの、一人一部に言及してゐる  
ある。 才一と才二の重複する理由  
に、才一と才二の重複する理由  
として成立し

② 判決は、上告理由の才一点と才二点につ

いた事案の論議の題目に「原告の適法に確定  
した事案の論議の才二点と才三点の重複する理由

1877年

を付してゐる。二はは正証のなほ独断にす  
きず、前項のように、確定しうるまでの事  
実関係の二は三番で整理されてゐる以上、  
条件として解作してゐるものである。  
あり、後述の判文として解作

三

百歩譲つて、前項の条件を排象し、統  
て記載されてゐる文章(最上段の文章とし  
ては、田原例に長へつて、それなりに河村氏  
の上巻の如理に付したと思われれる。)

憲法第一九条(思想および良心の自  
由)

由)にいつての判例に言及し、「その趣旨  
に徴し、上巻理由は失当」としてゐる。し  
かし、この判例(回覧希望者にはコピー配

布可能)は、事實経過としても争点として  
も本件とは殆ど交差しないものであり、

ことを示してゐる。

高裁の若し言及しに言及したにすぎない  
言及した判例を變更するたぐに、河村氏の  
以上のように、最高裁の判決は、最低の内

3 意である。しかし、灯等の関係においては向

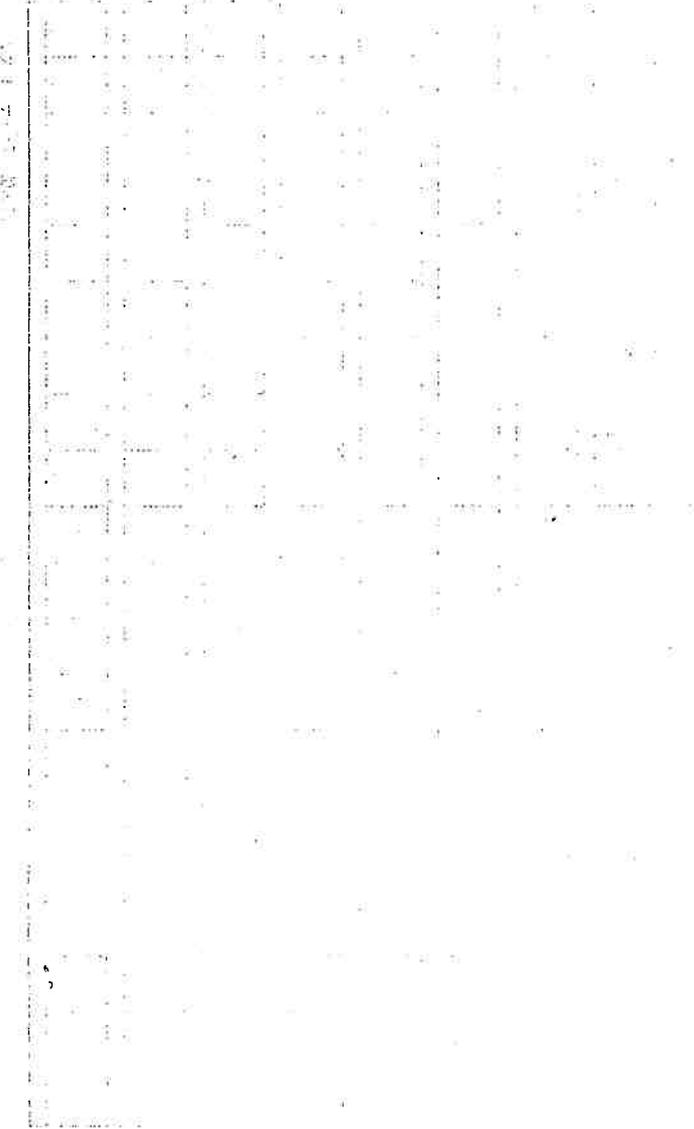
題にきつて、破棄される判例

や予備的、推

力をこめて

力をもつて、河村氏の解を如何に最終的に

理由として



確定してしまおう、という現実に向けて、私た  
 ちは滑り止りを持続させていくべきであらう。  
 そして、自明性、裁判的に訂正する裁判と其  
 は、我別過程や、それと一つは斗争過程の  
 体における私たちの「この手ごとのまじりにこれからの  
「この手ごとのまじりにこれからの  
 体論が不可欠であると考えざる。支障し、周心と  
 もうてくれた人々やたぬにも、また、私たち  
 にとつては未知の、しかし必ず私たちの「  
 々に含まうであらう人々やたぬにも。

(判決文コピーをとりとった人々に追加して下さる。松平)

訂正リスト

判決に添付されてくる上告理由の要訂正箇所をリストにしてみた。弁護人からの提出段階で山浦化から訂正の指摘がなされたが、弁護人へ伝えられたのが、伝えられたが、提出したのが最高裁へ提出しなかったのか、提出したのが最高裁へ訂正し、判断する。という作業をしたのか、たの、不明である。

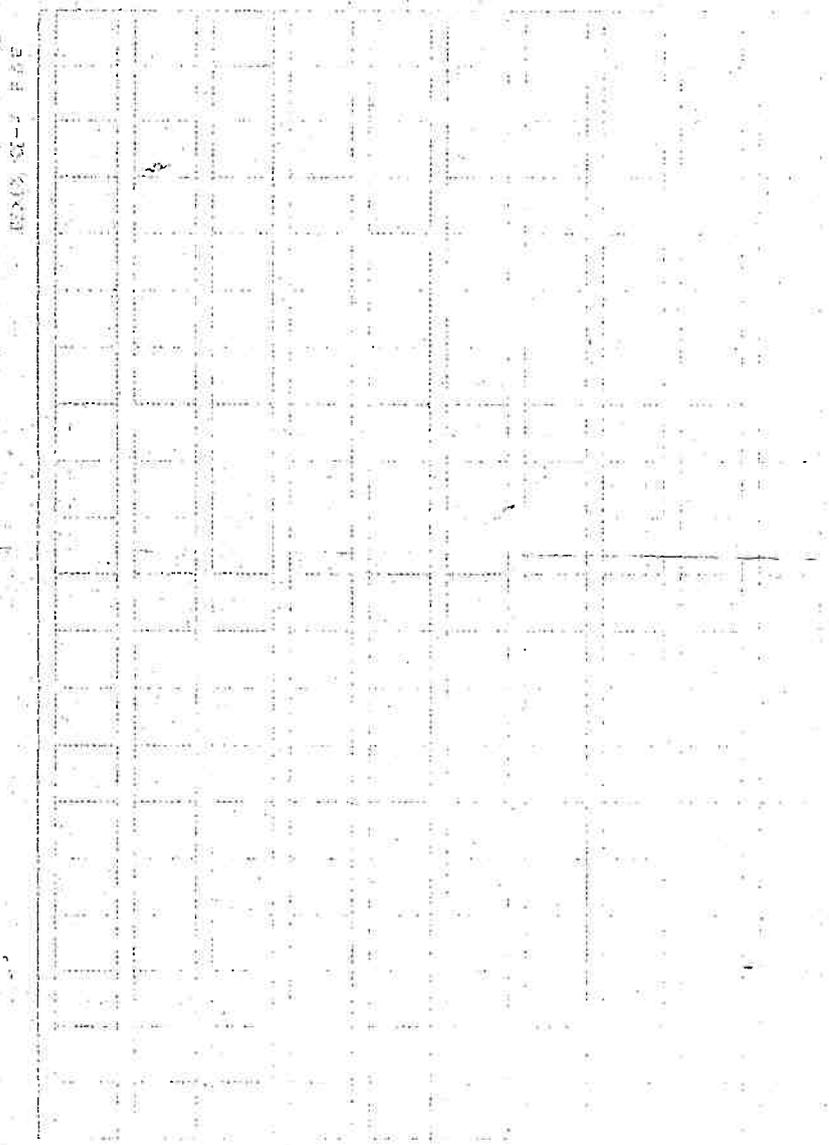
いずれにしても、  
 自合のモ、て、る、こ、び、い、し、救、援、通、信、等、に、転、載、さ、れ、た、モ、の、を、訂、正、し、て、お、い、て、い、た、ま、た、い、も、て、る、く、字、句、の、訂、正、で、お、い、て、い、た、ま、の、訂、正、こ、と、が、知、た、ち、の、今、後、の、目、的、で、お、い、て、い、た、ま、の、た、め、に、も、。

15	14	9	6	5					
ペ	ペ	ペ	ペ	ペ					
ー	ー	ー	ー	ー					
右	右	左	右	左	左	左	左	左	左
か	か	か	か	か	か	か	か	か	か
ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら
5	3	1	4	7	2				
行	行	行	行	行	行				
月	月	月	月	月	月				
「	「	「	「	「	「				
取	訂	な	指	方	話				
扱	↓	り	示	入	し				
↓	「	↓	↓	れ	合				
「	訂	「	「	↓	↓				
取	之	よ	支	肩	「				
扱	「	り	持	入	話				
ハ		「	レ	れ	合				

1544-444

①

(2)



34	32	29	28	22	20	18	17
ペ	ペ	ペ	ペ	ペ	ペ	ペ	ペ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
右	左	左	左	左	右	左	左
か	か	か	か	か	か	か	か
ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら
1	2	5	1	5	1	5	2
行	行	行	行	行	行	行	行
目	目	目	目	目	目	目	目

「一子再理」↓「一事子再理」

「誘引」↓「誘因」

「何ら判断せ」↓「何ら判断せ」

「なごである」↓「なごである」

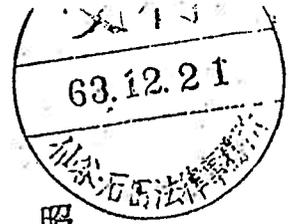
「理由」の後に「に」を「を」に入れる

「解を解する」の後の「こと」を取る

「理由」の後の「に」↓「を」

「上生入を」↓「上生入の」

(1988.12.20)



昭和六十二年(ワ)第四四二号

判 決

神奈川県厚木市戸室一二五〇番地の一

上 告 人

河 村 隆 二

右訴訟代理人弁護士

石 田 省 三 郎

近 藤 彰 子

横浜市金沢区六浦町四八三四番地一

被 上 告 人

学校法人 関 東 学 院

右代表者理事

高 野 利 治

右当事者間の東京高等裁判所昭和五八年(ホ)第三一九六号教学権確認等請求事件について、同裁判所が昭和六一年一〇月一六日言い渡した判決に対し、上告人から全

渡	昭和六三年
言	十二月二〇日
付	昭和六三年
交	十二月二〇日
裁判所書記官 佐藤	

部破棄を求める旨の上告の申立があつた。よつて、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石田省三郎、同近藤彰子の上告理由第一点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件解雇が労働基準法三条に違反するものではなく、また解雇権の濫用にも当たらないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論憲法一九条違反の主張は、最高裁昭和四三年(オ)第九三二号同四八年一月一二日大法廷判決(民集二七卷一―号一五三六頁)の趣旨に徴し、失当といふべきである。論旨は、採用すること

とができない。

同第二点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被上告人が「組合員に対する処分はすべてその処分の正当なる理由を組合が認めない限り行わない」旨定める本件労働協約についてした解約の申入れが権利の濫用に当たるとはいえず、右労働協約は右解約の申入れにより昭和四八年三月三十一日限り効力を失つたものであるとし、また、右解雇等同意条項が労働協約の終了により失効した後も右条項に定められたところが個別の労働契約の内容として存続すると解する余地はないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主

文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

貞 家 克 己

裁判官

伊 藤 正 己

裁判官

安 岡 滿 彦

裁判官

坂 上 壽 夫



裁判官

裁判官

しかもこの日は、ちょうど大潮、平磯に着いたのは干潮ときだった。

春ほどは潮の引きはよくなかったが、それでも主だった岩礁のほとんどが空中に露出して、磯は歩きやすく、平穏な天候が、この磯を至極居心地の良い場所にしてくれていた。

たびたび、この磯を訪れた私にとつては、そここに見覚えのある潮だまりが現われ、潮だまりには、予期したように海藻の芽生えが始まり、アメフランが姿を現わしていた。

岩の表面を苔むしたように一面におおるのは、成長しはじめたアオサの若芽、波の打ち寄せるあたりの黒さはイワノリ。岩から海中に垂れ下がるヒジキは、若々しくまだ短かった。

千疊敷から眺める真向かいの神子元島は、海上に文字通り浮かんで見える。

この島を「海中の蟹めく岩」と形容したのは若山牧水。その歌碑も、千疊敷の小さい場所に立つ。ただ、神子元島が、なぜ「蟹」にたとえられたのか、そのこと

ころははつきりしない。

人かげの少ない近くの岩かどには海鵜が二羽、私と同じように、沖合に向かつて首を差しのべて立っているのが、何かを思い出そうとしているように見えて、多少おかしかった。

見たい海辺を眺めて帰る、ただそれだけの目的で磯を歩く、そんな日をもっと欲しい、とこのころはとくに思うのである。

## 核エネルギー幻想

山浦 元

(東海大学理学部助教授)



北海道のサロベツ原野を通ったことがある。

五味川純平原作の名画『人間の条件』のロケ地ではなかっただろうか。荒涼と

・生物化学兵器・原子力発電のすべてを禁止する憲法を定めている。

非核三原則が事実上空文化されているうえに、憲法改悪が日程に上るうとして

いる我国とは対極の姿勢をもっている。わたし達は加害者なのである。過疎化されてやむを得ず汚染源を抱えこむ地域と住民、生活のために放射線に身をさらす労働者、そして大国に生存基盤を奪われつつある国々。そこに視えるのは、その場しのぎの利潤を追い求める資本と、それを支える国家権力、そしてこの両者に忠実な科学技術による人権無視の差別思想である。自然科学に携わるわたし達が一面的な物質観から限らない核エネルギーを解放しようと試みて来たのは、階級社会の冷酷な生産関係を視野に入れない短絡的な幻想ではなかったか？

もう少し踏み込んで言うと、仮に生産関係を捨象した場合でも、電源としての核エネルギーを石油の次に採る事は是非が今問われているのではないか。人為的な事故も含めて一の確率で原子炉の安全

した広野の雑草に負けまいと精一杯背伸びして顔を覗かせていた可憐な花々が印象に残っている。

この原野を望む人口四千人程の幌延町が原子力発電所から出る低レベル放射性廃棄物の処分地になるといふ。量的には今世紀末までに固体廃棄物としてドラム缶約百八十万本が累積する。このうち百万本を六百六十万平方メートルの敷地に管理貯蔵して、残りは海洋投棄が予定されている。ところが科学技術庁の昨年の予測では、地層処分と海洋投棄が技術的にめどがつくのは十数年後となっている。寿命の尽きた原子炉の解体技術は全く進んでいないし、高レベル核廃棄物の保管も同様である。最も完璧な処理が要求される分野で、この様な異常な事態が生じている理由は原子力発電の歴史を調べるとわかる。

それは原水爆という、およそ安全性とは無縁な核開発先進国の軍事技術の延長線上で進められて来たことに原因がある。端的に言えば、環境汚染・人体被曝

性が保証されたとしても、原子核から放出される莫大な熱エネルギーとそれに倍する廃熱は、このかけがえの無い有限な生態系を瞬く間に変質させてしまうであろう。この様な資源は水力などに比較しても質的により高度なものととてとも言えないのである。自律的な循環性のあるエネルギー開発を効率よく行えないからと言って、安易にとびつくようなエネルギー源ではないのである。ただ現体制の束の間の延命にとつて都合の良い資源であったのだとわたしは考える。

僅か二十年足らずで破綻した程度の高度経済成長路線のツケを、子孫の代にまで残すべきではない。世界に類のない公害列島に身を置いているわたし達は、原子力発電がぎりぎりの必要悪だと言いつけるほど、今までの生活の在り方を自省点検して来たであらうか。

マルクスの自然哲学ふうに言えば、草花の条件なくしてわたし達人間の条件などあり得べくもない。サロベツにどんな花を咲かせるつもりなのだろうか。

・廃棄物処理などの核エネルギーの宿命的な負性を、最初から余すところなく視野に入れた技術論に基づいてはいなかった

のである。それは全国各地で行われている公聴会の在り方や、原子力産業の責任者達が洩らした発言の数々からも了解される。曰く、「原子力は必要なんだ。危険だ、安全だという議論は無駄だ」。

「緊急炉心冷却装置はアメリカの実験でことごとく失敗と言われますが、異なる原理のものを何重にも設けるから、一つ一つは実験に失敗したもので、そのうちどれかは働くでしょう」。「下請労働者を十分な教育訓練もなしに放射線下で働かせていると言われても、放射線は目に見えないんだから、被曝防止の訓練なんてできるわけないでしょう」……。幌延町の人達に伝えたいとおもう。

東京の集会でベラオ(ペラウ)の人々の痛切な訴えを聞いたことがある。太平洋のベラオ共和国では米軍の基地化やフランスの核実験、そして日本の海洋投棄に反対する運動が拡がっており、核兵器

山浦元様

3.9日のお手紙と資料の二冊一返りがたくうせと、てします。

私の最高裁判決批判(原)について、厚紙で下され、うれしく思っています。

と、3へ、私の親友大塚幸幸に打てる上告最高決定と、と、きつした。

民事裁判と、と、刑事裁判では  
最高裁の批判に打て、おくりの  
↑  
判決に打てる、打てる  
場合、と、と、打てる、上告の

異議を申し立ての申し立てを、と、と、  
趣意を添付して打てる、と、と、

最高裁の最高裁に、最高裁に、  
上告の最高裁に、と、と、

最高裁の最高裁に、と、と、  
最高裁に、と、と、

最高裁に、と、と、  
最高裁に、と、と、

神戸大元講師  
有罪が確定

昭和四十四年の大学紛争当時、学生らと共に授業や教授会を妨害した、として建造物侵入、威力業務妨害などの罪に問われた神戸市灘区赤松町一、元神戸大教養部講師松下昇被告(左)に対する上告審で、最高裁第一小法廷(大堀誠一裁判長)は十三日までに、同被告に懲役一年二月、執行猶予三年の有罪を言い渡した。二審判決を支持

上告を棄却する決定をし、通知した。

二審判決によると、松下被告は同年九月二日午前、学生ら約二十人と共に教室に入り、大学問題の討論を呼びかけるなどして、授業が行われるのを妨害した。また、同年十二月三日には、授業や試験を拒否した同被告への措置を検討する教授会を妨害するなどした。

一審は同被告に懲役一年六月、執行猶予三年を言い渡したが、二審は一審判決を破棄し、公務執行妨害など二部については、証拠が十分を理由に無罪を言い渡した。

神戸大元講師の  
有罪が確定

最高裁上告棄却

昭和四十四年から四十七年にかけて、神戸市灘区の神戸大教養部で起きた学生寮の運営問題などをめぐる学生と大学当局の紛争で、学生らとともに授業の妨害などをしたとして威力業務妨害、公務執行妨害などの罪に問われた神戸市灘区赤松町一ノ一、著述業で、元同大教養部講師松下昇被告(左)の上告審で、最高裁第一小法廷(大堀誠一裁判長)は十三日までに、同被告の上告棄却を決定した。

これで同被告は二審大阪高裁判決の懲役一年二月、執行猶予三年が確定する。

神戸大紛争時の講師  
上告棄却で有罪確定

昭和四十三年から始まった神戸大紛争で、学生らとともに授業や教授会開催などを妨害したとして建造物侵入、威力業務妨害罪などに問われた

神戸市灘区赤松町一、元神戸大教養部講師、松下昇被告(左)に対する上告審で、最高裁第一小法廷(大堀誠一裁判長)は十三日までに上告を棄却した。五十六年十月の一審(神戸地裁)判決は懲役一年八月、執行猶予三年で、六十年九月の二審(大阪高裁)判決では一部無罪を認め、懲役一年二月、執行猶予三年を言い渡していた。これで二審判決が確定した。

(十)東京方面の新聞には

のりすしたか？

昭和六〇年(初)第一四七七号

決 定

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区赤松町一丁目一番一号

著述業および各種アルバイト

(元国立神戸大学教養部講師)

松 下 昇

昭和一一年三月一日生

右の者に対する建造物侵入、威力業務妨害、建造物損壊、公務執行妨害、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件について、昭和六〇年九月一〇日大阪高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は、次

のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

河村比に於ける最前判例決定の

「判例」の言及と逆で、

是いと誤りかかっているとす。

弁護人小野正典の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、事

案を異にして本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であ

り、被告人本人の上告趣意は、違憲をいう点を含め、その実質は単なる法令違反、

事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全

員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成元年三月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

大堀誠一

裁判官

角田禮次郎

裁判官

大内恒夫

裁判官

佐藤哲郎

裁判官

四ツ谷巖

右は謄本である。

平成元年参月拾日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

物井昭三



## 神戸大学闘争を媒介する 裁判過程

前号以降の基本的な経過のみを記しておく。

昭和六一年一月八日付で、国選弁護人を小野正典弁護士とし、上告趣旨書提出期限を五月一〇日とする通知(第一小法廷)。

二月一七日 弁護人および被告人が最高裁へ行き、記録のうちとくに多数の写真のうち謄写分によっては不鮮明なものと、裁判所による記録総体の構成方法を確認。

三月二四日から天満警察署へ大阪拘留所に監置され、四月一三日の釈放直後の令状逮捕へ長期勾留も予想されたので、獄外の共闘者を通じて四月上旬に小野弁護人から最高裁に趣意書提出期限の延期を申請してもらおうとしたが、弁護人の拒否により宙吊り。これは五・一三の経過(註——この号三三ページ参照)と共に、批判すべきテーマの一つである。しかし、獄中で殆ど手許に記録なしに構想する場合の視点を、制約を転倒しつつ獲得しはじめ、令状逮捕へが粉碎され、へ外Vでの構想へ作成が可能になった段階の視点との複合へ複素数化に應用することができた。

五月八日の弁護人とのうち合せで、被告人から、控訴審で主張し、審理されていないテーマ群の上告審への提起を、安保闘争や大学闘争に関する公判で示されたテーマを包括し、越えていく視点から

おこなってほしいとのべたが、見解のちがいは、それぞれ次のような内容のものになっている。

### 上告趣意書(弁護人——要旨)

第一 判例および採証法または経験則違反

一 対立当事者の供述の評価

1 四・八逮捕後、時間を逆行しておこなわれた供述の政治性

2 大学側証人の信用性欠如

二 原判決の誤りと判例違反

1 学生に対するより厳しい態度を大学側が身分上同一の立場にある被告人にとった意味。

2 第一小法廷、昭和五六年一〇月二九日判決(判例時報一〇三五号一四一頁)は、国鉄動労と鉄労の対立関係の中での証言の評価について、事実の誇張や対立者への名指しの犯罪的呼ばわりはありえない、とした二審判決を批判して、慎重な判断を要求している。しかし、本件の原判決は、これに反している。

第二 事実誤認および法令違反

(六個の事件について、控訴審で判断されなかった点や、新たに考察し発見した点をいくつか提起し、職業的には一応の良心的な作業といえるが、問題は八事実性Vを現在へ未来形でとらえる方法的根拠である。——被告人の批判的註)

### 上告申立趣意書(被告人)

(弁護人によつて被告人の提起にもかかわらず採用されなかったテ

「マのみを記すと次のようになる。」

(一) 公訴棄却を主張する十数年の過程。大学闘争の本質。

(二) 最高裁判例（水俣病や御秩法）のかすかな揺らぎを拡大させる方向。戦後の全司法構造の批判。

(三) 併合の必然（松下に関する全事件）。その永続性。

(四) 大学による証拠の留置の現在の意味。

(五) 一〜二審が被告人の主張を審理しえないままの問題群と情況的位相。

(六) これらをつまえて一〜二審判決の各事実性把握の誤り。

弁護人の趣意書との決定的な差異は明白であろう。さらに重要な

のは、被告人は、現在の一〜二〜三審の裁判制度による「神戸」大

学闘争の審理不可能性を、前記のテーマ群審理の前提として提起し

ていることである。部分的に引用すると、申立人が

「α—二審判決の無罪部分を含め、全ての事実について有罪を証

明する証拠を提出し、証言する。

β—公訴されてはいないが、密接に関連する事実について公訴

を自明として証拠を提出し、証言する。

γ—申立人の法的利益など問題ではなく、全ての人にとっての

真実の追求、申立人の責任の対象化が必要である。

と主張した場合、この主張に対し、最高裁は口頭弁論を開くであ

らうか。できなければ解体をさらすことになる。〔…〕

(申立人は) 審問状況を創出し、参加しつつ、あらゆる幻想性構造

の関係性の基底を变革しようと試みている。あえていえば、これ

こそが最大の「罪」であり、裁けるなら、これをこそ裁くべきで

ある。」

前記と同一日付の「五・一〇」付で、松下を含む仮装被告団から、

上告審理の前提に関する申立書。

ここでは、趣意書で示唆している審問法廷へ最高裁の参加要請を

しており、一ヵ月以内に応答がない場合の忌避を予告している。

六月一日〜 忌避申立書。

六月一九日 却下決定（第一小法廷）高島、谷口、角田、大内、佐

藤）。訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかとする。

六月二二日〜 異議申立書

前記決定の立証なき理由づけを批判しつつ、もし例外的に、最高

裁が、カフカの「訴訟」に関するドゥルーズとガタリの批評をよん

でいて、訴訟の三つのケース①決定的な無罪 ②外見上の無罪

③無期限の引き延ばし)の分析を、現情況で最もよく生き、かつ、

生かしているのが申立人であると批判しているのであれば、少し話

はちがってくるが……と審問の場への風穴をあけている。

七月一日 何かに焦ったのか早々と棄却決定（第一小法廷）。不服

は申し立てられない、とする。

七月四日〜 求釈明かつ再審の申立。

六・一九却下と七・一棄却の語法的矛盾から、全申立への対処の

矛盾を開示しつつ、全決定を転倒している。もはや、決定など無

効な審問法廷へ出立しつつ。

昭和六〇年(あ)才一四七七〇〇〇

田英議(訂正)忌避(申立)(宣言)書

前記事件に關する(才一)小法廷の本年三月一日付

の上告棄却決定に對して(田英議)(決定の不可能性)

訂正(一面を支える)秘標の解体(を)宣言の位相で申し

立てる。また、この申立(宣言)に各小法廷が關する

ること(對して)忌避を(おこな)ない。大法廷による口頭弁

論を(含む)審問の開始を(西英)議する。忌避(について)も

理由(序)

の(み)ならず、(何)れも

表記の決定は、決定的に(重要)なる(上)告の論(に)對(し)て(ない)

一、上告の(前)提となる(忌)避の(申)立(を)申(し)立(て)る

加七字

加一五字

内容（水事）に於いて審理せず、従って未確定のまま  
なされてゐる。（原則的の違法性。）

二、被告人に關する一九七四年四月一日の事件（昭知

五二年（ア）才一八五号、才三小法廷係属）や一九八四年

一二月一七日の事件（昭知六一一年（ア）才七一二号、才二小

法廷係属）との併合（戦後情況の統一的被上告から）再審を又せずになされてゐる。

三、裁判という概念がこの世界に不持続する限り画期的

な意味を放射し続ける提起（添付する時の概通信

才へ一五〇号 38ページに掲載した上告趣意表現の

α、β、γと多照）に対応しなされてゐる。

という事実性から、決定は成立不可能である。

最高裁は、上告以降の三年間を上告の巨大さから

逃亡するためには苦心したてあろう、業務としての判断を

加一七字

大法廷による判決ではなく、小法廷による決定 (修正)

しようとしても、本件の感力から脱出することはできな

このような決定を支える機構は何重にも解体をせ

ているのであり、私たちが、もはや決定をど

法廷へはるかに別から出立しているのだ。あなた方への

親切心から時々、このような招請状を送るとい

な。 (闘争の相手を要時、空向へ連続させよう。)

ただし、私たちと同等に論じ合いたいならば

生存する権利など、あなた方はまち得な

決定を全面的に破棄し、へ訂正✓安否を提出す

そして、この(思)議(訂)正(に)向(す)る(案)理(は、各)小(法)廷(が)

根本的な変換をしなければならぬこと

に對して(思)議(を)お(こ)な(う)。(お)ま(よ)び(の)思(想)避(免)案(理)に(向)き(す)こ(と)

加一七字

加八七字

に縮小して投げ捨てる

一九八九年三月十四日

松

下



E 言

後 報告 ( 団 )

最高裁判所第一小法廷付大法廷 御中

註 一 二 の 申 立 ( 宣 言 ) の 訂 録 は、 現 在 の 最 高 裁 の 全 裁 判 官  
で 取 る か ら、 そ の 水 準 で 判 断 し、 一 限 り 決 定 し、 判 決 し、 之 を 一。

# 救 援 通 信

27

編 集 大 学 教 員 救 援 連 絡 会  
東 京 都 豊 島 区 池 袋 一 一 六 一 二 ベ ル メ ソ ン 池 袋  
二 〇 九 号 室  
宮 内 康 建 築 工 房 内

4. 20  
1989

## 河村裁判

巨款同裁の判決下りる — 上告棄却 —

昨年十二月二十日、解雇無効、教職権確認を請求した河村裁判の最高裁の判決が下りた。結果は、今日の司法の反動性（とりわけ最高裁の）からある程度予想されていたとは言え、上告棄却である。判決理由として引用されている、最高裁昭和四八年大法廷判決が対象としている事件と本件とは、その性格が大きく異なっていることは誰の目にも明らかなのに、どうしてこのようないきなり通るのだろうか。最高裁の判事には常識が通用しないといかいかいようがない。あるいは、松下さんが述べているように、最高裁は、憲法第十九条（思想、信条の自由）に関してその解釈を狭めるべく、意図的に判例を変更しようとしたのかも知れない。いずれにせよ異議申し立ての機会を与えない密室の中の最高裁審議と判決に、我々は暗い怒りを身に蓄えるばかりである。とは言え最高裁の判決がこうして下りてしまった以上、我々にはもはや河村事件に関して法的な手立てを持たないわけだから、この判決で十七年の長きにわたった河村裁判は、事実上終了したことになる。この大学教授救

昭和六二年（オ）第四四二号

### 判 決

神奈川県厚木市戸室一二五〇番地の一

上 告 人

河 村 隆 二

右訴訟代理人弁護士

石 田 省 三 郎

近 藤 彰 子

横浜市金沢区六浦四八三四番地一

被 上 告 人

学 校 法 人 関 東 学 院

右代表者理事 高 野 利 治

右当事者間の東京高等裁判所昭和五八年（ネ）第三一九六号教職権確認等請求事件について、同裁判所が昭和六一年一月一六日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

### 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

### 理 由

上告代理人石田省三郎、近藤彰子の上告理由第一点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件解雇が労働基準法三条に違反するものではなく、また解雇権の濫用にも当たらないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法

援連絡会は、一九七六年、小林、河村両人の、主として裁判費用等金銭面の支援を目的としてつくられ、多くの方々の支援のもとにあしかけ十三年活動を続けて来たが、八七年、小林さんが和解し、ここに河村裁判も終わり、会の役目もまた終了したことになる。残されたカンパ金（約四〇万円）の使途方法を含めて今後この会をどうするか—どうしめくするか—について去る二月十四日、河村、田宮、松下、満田、宮内、室田、山浦が会合をもったが、あまりまとまらないまま、とりあえず河村裁判の結果を報告する「通信」を出すこと、五月頃をめどに報告集会をもつことを決めて散会した。

（注）この事件はかいつまんで言うと、（株）三菱樹脂が試用期間中の労働者の本採用を学生運動をしていたという理由で拒否し、特定の思想、信条を有することが雇入れの拒否の理由となるかが争点となったもので（判決では可としている）、河村事件とは「社会通念」（注・一審では社会通念の合理性から解雇が至当とされた）から言って殆ど関係ない。

長い間のあたたかい御支援ありがとうございました。（事務局 宮内）  
はない。所論憲法一九条違反の主張は、最高裁昭和四三年（オ）第九三二号同四八年二月二日大法廷判決（民集二七卷一—号一五三六頁）の趣旨に徴し、失当というべきである。論旨は、採用することができない。

同第二点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、被告人が「組合員に対する処分はすべてその処分の正当なる理由を組合が認めない限り行わない」旨定める本件労働協約について了解の申入れが権利の濫用に当たるとはいえず、右労働協約は右解約の申入れにより昭和四八年三月三十一日限り効力を失ったものであるとし、また、右解雇等同意条項が労働協約の終了により失効した後も右条項に定められたところが個別の労働協約の内容として存続すると解する余地はないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

### 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

貞 家 克 巳

裁判官

伊 藤 正 己

裁判官

安 岡 満 彦

裁判官

坂 上 寿 夫

長い十七年間であった。私は現在五三才、人生の三分の一をこの裁判闘争に費消したことになる。私の人生は人間にとって苦難という名のものはすべて受苦として受けとめることが出来た。戦争、貧困、苦学、労働、死別、そして解雇、裁判、失業、倒産、再就職——この過程で良い友人に恵まれ、この人達の力添えにより立ち直り、生きつづけることが出来たのである。十七年間に人の心の傷みを分かちあえる心が持ち得ただけでも、私はこの闘争に勝利したのである。

十七年間に数多くの人が、天国に召されて行った。病苦と闘いながら裁判闘争を支援してくれた伊藤久君は、一番つらい思い出であった。我が児の死と同様、若い伊藤君の死に私は代替わりしたい程であった。一審の代理人であった秋本英男先生には、戦前の台湾人の戦争犠牲者の代理人として活躍なされ、戦死と思われる一生であった。私を支援してくれた人々だけでなく、大学側で私を解雇した当事者、岡本先生、理事長加藤氏、学院長柳生先生も物故された。もはや当時の敵に対し、私は何も怨念は一切ない。むしろ反面教師として、私は前進し、生き返ったのである。

テレビドラマでかつて「逃亡者」というのがあった。そのなかで「時として神は正義を滅ぼし入ることがある」というような言葉があった。

裁判の中で感じたことは正義という言葉は実体はないのではないだ

最後にあと残された人生をどう生きていくかという問題が残されています。私はやはりサラリーマンには向かない感がしております。もう一度教壇に立てるならばという切なる希望を持って生きてゆきたいと思っております。

長い間ありがとうございました。

廿六回 北石田木抄

山 浦 元

河村解雇の契機が教学権裁判の提訴にあったとする高裁証言をふまえた石田省三郎、近藤彰子両弁護士さんの緻密な論理展開に対して、最高裁が論証抜きで持ち出したのは、労働者雇用に際しての企業者の特権を追認した三菱樹脂事件最高裁判決であった。解雇過程を少しでも検討すれば両事件の差異は明らかかな筈なのに、憲法十九条と言えば反射的に十五年も前のお墨付きを振りかざす短絡的な都合主義が現司法の体質をよく表している。十九条に関して思想・信条・良心の、現在および未来における実践性の水準にまで踏み込んで問われている事の自覚が全くない。

判決モ

今回の松下昇氏が言う情況の困難さを象徴しているに違いないのだが、七〇年代初期に河村氏の呼びかけに応えた方々の消息にその感は一層深まる。関学反処分共闘伊藤久氏提訴をためらう私達を明快な論理で説得された秋本英男弁護士、遠く九州の地から繰り返し連帯のメッセージを

ろうか。アメリカでは法と秩序と正義という言葉を開くが、この場合の正義の実体は力である。裁判所における正義も同様力であって、一番における「社会通念」という美名の下に決定されている。次に時としてという言葉は、偶然にもと解すことが出来る。ところが十七年の裁判の過程で言えることは、時としてではなく、数多くということであった。仮に正義があったとしても、数多く正義が敗れ去ったことであろう。そのことは昨今問題となっている、死刑囚の再審事件で数多く無罪となつてい

る事柄から推察出来る。刑事事件のみでなく、民事事件についても同様のことが言える。正義が正義でないと判定されたとき程、世の中に矛盾があることの証左と言えよう。しかも権力機構は少数者の正義を選ばない。仮に選んだとすれば、裁判官として出世が望めないからである。裁判にはもともと体系なんぞなかったのである。彼らは結論が先にあり、あとは論理矛盾のない文章を三段論法的に作成するのである。例えば一審での「社会通念」という言葉は、本来使用出来ない法律用語であろう。同じ論法でゆけば、戦争中反戦運動を行った人は日本中が戦争に突入していった状況からみても、当然罪に問われることになる。だから、裁判官は社会の倫理を超えた地平から正義を判断すべきであって、常識的な判断をなすべきではないはずである。

十七年間の裁判で得たものは何もない。得たものがあるとすれば、それは人の心の暖かさである。終生忘れることは出来ない。ここに皆様方の御支援と御友情に心から感謝いたします。

届けられた滝沢克巳氏、物理学者として早くから原発の危険性を察知し精力的な実践活動の傍ら駆けつけて下さった水戸巖氏らが、十七年の時の流れの中で自然に還られてしまった。

予期しなかった三菱樹脂判決文を辿りながら浮かんで来たのだが、宮内康氏や小林忠太郎氏の関係者を除くと、実は七三〜七六年の高揚期に最も熾烈にたたかった旧支援する会のメンバーも、外部から陰に陽に支えてくれた多くの友人達も、当時直接には大学に関わりを持っていない人々であった。支援する会が三年に涉って河村く大学闘争の棒をはみ出し超えようとする志向性と質を持続し得た理由の一つはその辺にあったと私は考えている。

最高裁判決は、上告代理人弁護士の上告理由については形式的に判断してはいるが、本来の当事者である河村氏が支援者との討論をへて作成し提出した上申書に対しては、一顧も与えていない。これこそ憲法第三二条(裁判を受ける権利)が最高裁によって空洞化されていることの象徴であろう。たしかに河村氏作成の上申書の内容の主要なものは、代理人弁護士作成の上告理由書に包括されている、ということではできるとしても、それは、あくまで法律的に翻訳された主張としてであつて、河村氏が発せざるをえない表現の基底に渦巻く情念や関係性の動きに及ぶものではない。代理人弁護士の作成した上告理由書は、想定しうる限りのすぐれた出来ばえであり、高く評価はするが、河村氏の表現の最高裁による無視として現れている法の構造の疎外の最高形態を、今回の判決であらためて確認したいと思う。

一方、最高の(?)法律専門家としての最高裁の裁判官の上告棄却理由は、専門家としての代理人弁護士の上告理由書に、よく対応しているかという点と全くそうではない。判決は最高裁の裁判官ではなく、最高裁の方針に忠実な下級裁判官のためのエリート・コースでもある調査官によって作成されたであろうが、今回の文体には大きな論理的な錯誤があり、それは法律の専門家でなくても(あるいは、ないからこそ)明確に了解しうる水準のものである。

以上のように、最高裁の判決は、最低の内容である。しかし、対等の関係においては問題にもならず破棄される誤りや矛盾が、権力をもつ者の文章であるという理由だけで力もち、河村氏の解雇処分を最終的に確定してしまうという現実に対して、私たちは深い怒りを持続させていくべきであろう。そして、裁判所に対する批判を資料集等の形態でまとめていくと共に、裁判過程や、それをつつむ闘争過程の総体における私たちの、これまでの、さらにこれからのかかわり方の対象化と討論が不可欠であると考え。支援し、関心をもつてくれた人々のためにも、また、私たちにとっては未知の、しかし必ず私たちのテーマに出会うであろう人々のためにも。

救援連絡会「店じまい」について

田宮 高 紀

河村さんのたたかいは最高裁判決がついに出て、法廷闘争というかぎりにおいては、終わりを迎えた。  
わが大学教員救援連絡会は、理科大の宮内さんが地裁で勝利し高裁で和解したころ、似たような事情でたかっている日大の小林さんと関東学院の河村さんの法廷闘争を支える目的で結成された。似たような事情とはいっても、それぞれ考え方も性格も生活スタイルも三者三様で、彼らを支援する人々もまた然りで、「支える」といつても、その中味はときどき同窓会的に人々を集めて激励しあうほかは、金銭面で「支える」ことが主要な内容であつた。

救援連絡会が一番あわてて、真剣になつたのは、河村さんが高裁に控

① 判決は、上告理由の第一点と第二点について、それぞれ判断しているようなフリをしているが、添付されている上告理由書と対比すれば判るように、第一点、第二点のそれぞれに含まれる重要な理由のうち、ごく一部に言及しているのみである。これでは、判決理由として成立しえない。

(行ッセル)

② 判決は、上告理由の第一点と第二点についての文章の冒頭に、「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて」という条件を付けている。これは立証のない独断にすぎず、前項のように、確定しうるまでの事実関係が二〜三審で審理されていない以上、条件として解体しており、従って判決としても解体しているのである。

③ 百歩譲って、前項の条件を捨象し、続いて記載されている文章(数行で片付けることの多い最高裁の文章としては異例に長いので、それなりに河村氏の上告の処理に苦しんだと思われる。)を讀むと、そこでは、憲法第十九条(思想および良心の自由)についての判例に言及し、「その趣旨に徴し」上告理由は失当、としている。しかし、この判例(希望者にはコピー配布可能)は、事実経過としても争点としても本件とは殆ど交差ししないものであり、最高裁が苦しまぎれに言及したにすぎないことを示している。言及した判例を変更するためには、河村氏のケース以上にふさわしいものがあるのか。

「憲法」精神にもとづいて

訴する前に、それまでの弁護団が全員辞任したときである。これは「辞任」ではなく「解雇」だともいわれているが、いずれにしろかんじんのところは、本人と弁護団の関係において事態が進行するのに任せるほかに能のない連絡会ではあつた。ともあれ、一時は救援連絡会が直接に河村裁判を担っていかねければと、悲壮な覚悟と努力をしたものであつたが、これも長続きはせず、結局石田弁護士と本人に任せたまま、今日にいたつた。

はじめに戻るが、河村さんの裁判が終わって、当初の目的に照らして考える限り、これで救援連絡会の仕事も終わった。単純に考えれば、あとは「残務整理」と「解散」すなわち「店じまい」である。ところが、この「店じまい」の方法が難問で、これまでかかわってきた人々のそれぞれの思惑が絡んで、すつきりとした方針が出てこない。みんなそれぞれ、この20年前後の間それぞれの生活を築いたり維持したりしながら、それぞれの思いで裁判にかかわってきた。終わってみると、「それが何であつたのか」「自分にとって・・・」「他にたたかっている人々との関係で・・・」と、ある意味での「総括」が迫られてくる。そのくせ何かすつきりせず、話があちこちと飛んでは発散する。

今のところ、最大公約数的にまとまつている方針は、3つの法廷闘争の経過をまとめた「資料集」を編集しようということである。それが現在闘っている人達および今後闘うであろう人達にとって貴重な「資料」となるであろうし、それを作成し遺すことは、これまで法廷闘争にかかわってきたわれわれの最低限の任務であり、責任である。こう言つてしまえば、きわめて正論で、なんの反駁もしようもないし、「やりましよう」ということにしかならないのであるが、どうも私にはそう単純でもないような気がしてならない。ちよつと話を具体的にすすめると、とたんに「どれぐらいのボリュームか」という単純なことから、「どんな内容に重点をおくか」というところまで、実ににさまざまアイディアが出てくるが、一向にまとまらない。結局当該も含めて、救援連絡会にか

かわつてきたひとびとが、どういうつもりで、どれくらい真剣にかかわつてきたかに応じて、一言に「資料集」の編集といつても、そのための莫大な労力のことも含めて、イメージがさまざまなものならざるを得ないのである。これが現状である。結局、河村さんの法廷闘争終結の報告会を近々開催することとして、その時までにかかわらずかかわつてきた人達に問題提起をして、考えてもらおうということになった。

それで、以上が私に「書け」といわれた問題提起のつもりなのであるが、多分これでは無責任で「おまえはどうなんだ」と言われることは目に見えている。それで私がどう考えているかを告白しておかなければこの原稿を終わりにするわけにはいくまい。

理科大の宮内闘争が一応終わったあとでも、理科大では組合と大学との緊張と闘いは絶えることなく続き今日に至っている。学内で大衆レベルの運動を築けないという、いかんともし難いもどかしさは一貫しているのだが、それでも私にとつて理大当局および理大資本との闘いは、日常的な課題であり続けている。この間私は、学内から外に出て、中小労働者を中心とする労働運動にもかかわることになり、同時に反原発運動にもあたかもライフワークのように取り組むようになった。

このようにいろいろな「闘い」に身をおく生活の中の一つとして、私は救援連絡会を「支える」一翼を及ぼさずながら担つてきた。理科大の他のメンバーも大同小異である。それだけに、さまざまな批判があつても、私の救援連絡会へのかかわりは、日に日に濃度の薄いものとなつてきた。もつともいはずれはこうなるものという、冷めた評価を法廷闘争というものに下していた自分もあつたことは否定できない。長期にわたる法廷闘争が、記憶が薄れていく過去の復讐ではなく、常に今日的な課題としての位置づけがされ、方針が論議され続けなければ、闘争が「風化」することは必然の成行きである。

そんな問題意識と危機感を抱きつつも、当該とも救援連絡会とも、状況を克服するための真剣な討論をしないまま、おおむね時の流れに身を

任せた自分の「ずるさ」をいま改めて確認しているところである。私は、「忙しい」ことを理由に、救援連絡会の会議の間隔、ニュース発行の間隔などが長くなり、会議の集まり具合も集中度も乱れてきていることに、あえて警告や批判をすることをせず、むしろ安心さえしていたのである。だから、いま改めて「資料集」の編集が提起されても、反対はしないが、救援連絡会にかかわり、支えてきた人々それぞれの意味での「総括」が出されない限り、あまり現実的ではないような気がしてならない。「どんなつもりで」ということを徹底的に討論し、私も納得し、全体が一致して「やる気」になり、組織的に取り組む体制が確立すれば、私もそれ相当の力を注ぐつもりではあるが、少なくとも「オレ一人でもやってみせる」というほどには、いまのところ見栄をきれないというのが本音である。

大変不真面目なところだけ描いてしまつて申し訳ないが、一つの問題提起にはなつていないのではないかと思う。

山浦 元 様

神代文庫 (年表と字彙集) を今日、発行開始いたしました。  
2冊お送りいたします。

ご功成の、春気候へおめでたう。5月中旬の集會予定は12月へ  
お送りいたします。5.17(水)に同時代建築研究会が、あつたことになり  
ました。とくに出席する、お趣向をうかがいます。水がよければ、双方に  
出席して頂くとお思います。午の5時15分、ムリに水で、設定して下さ  
ることをお祈りいたします。

'89. 4. 21 夕 松下 昇



松 下 昇 様

季節の変わり目を象徴する様な風情に、こころの静けさが身によみが  
つてあり、戦後を説いたうすす、ゆるやかな手づらりの数々のすそめか  
きを句、すそ切ったボールの音や秋の風、たんとくうの、次々とほ  
かんと来ます。

四二五行で差し上げた手紙の返付はとて遅く、ご報告いたします。

① 甲二ん志、河村さんと見舞ひました。後座した念事療法は、

一週向見くなく、由きに減量とホヤイりました。また、死ねない結  
核直す、との決意を述べました。

—— 慈恵医大付属病院長 66 病棟 663 号室

—— 地下鉄 都営三田線 御成内駅下車三分、面会時間二時〜八時。

② ④、③、⑤ 横濱緑区で、芝学舎に再建設立総会——と言え、去席者

No.1

中教名——がありました。これまで理事會や書信者から、お経

堂前でお赤字が景観し、皆お祈り申しました。くすくすか、なるとの姓

務理を現はついたので、小林忠太郎さんが中心となり、自主清

庵の形で再出発とのことで、激励して来ました。さうして、お来りお祝

園で地蔵にまじり、昇格の仕事のつわりと、お来りお祝の御様子。

③ ウラン濃縮工場建設許可に對する、お来りお祝の御様子——二つ

側の口頭意見を陳述した。お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子

お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子

お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子

お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子

お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子

お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子

お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子——お来りお祝の御様子

一九八〇・五・二 山浦 元

No.2

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

小淵 元 稿

4. 25日のお手紙と資料とカレノ

5. 2日のお手紙と資料 といふはありかとこころにいたしました。

\* 時局的に印通してゐる 5/17 新学技術会での口頭審理の  
件について、まず私の意見を言つておきます。

本法で行政不服審査法をよけてきておいたのが、この  
法律は昭和30年(1962年)にできており、日本社会の高度化長  
びと共に行政面のトラブルを処理するために必要とされた  
といふこともいふべきです。 戦後と記したわけ。

憲法との関連 (前文にある 平和  
の平和は、平和な行政) → 心付とすと憲法  
文明論との関連 (科学技術の発展)

といふことが、お手紙の対応を器用にやつておいて感心いたします。

運用については、4. 27日の内閣総理大臣、竹下登(1)の通知  
により、おのづから一方的、形式的なもので、果しました。

(おのづから公文書として出されたのはスコイデ(1) 署名とある)

4. 25日条第1項ただし書に空洞化されたのは、争奪の  
かつ本格的な求教明 (おのづから) 並行の議論～資料提出、それ  
までの建設許可執行停止が最低限必要な内容であり、これ  
に有利にります。)に打って、30分程度の時間ととります。

(環境破壊をめぐり、  
おのづからとていへば)  
(戦後)  
争奪の技術と同水準)

見解<sup>表明</sup>、説明、応答を拒否するとは！ 山浦さんのおっしゃる通り

まず行政側の姿勢を批判することから中心に立ちたいです。

つまりは、前述した5の5を憲法や科学術との本質的関連の欠損

を指摘しつつ、

行政不服審査法第1条(趣旨)を生かせ、と法的に要求して、

第25条ただし書に

(これは、夕まで正として

「見解<sup>表明</sup>、説明、応答を拒否する」とは

否定したい。)

規定工してわかってほしい！と通り、実質的審理のための次回

以降の日時<sup>(予定)</sup>を場外に定めたいのでお願いいたします。

私は、今のところ直接的に参加する余裕がありませんが、山浦  
さんと介して注目しつつ、私自身の発想～生き方を深めていく媒介  
にしていただくと考えています。

\*2 河村さんのお見聞は苦勞さまでした。ぜひ早く直してほしいと

です。私も出かけたいのですが、遠征なので難儀です。牛紙は、

これは思いますが、河村さんとは、牛紙で意志を伝えます、というお仲を

おすかし～です。私の方が先に主題はあつたので、

河村裁判報告集の件ですが、具体的に十分回答し、河村さんより

は、このまでの資料やテーマを把握し、ある意味で

準備期間を経て

と～と考えています。

と～は2月に宮内さんの事務的に話し合った方に(というよりは、

私の考えという方が正確でしょう)、救済通信をまず出し、その

河村裁新報告集會 本5月 15日からの総括レポート企画を掲載し

集會では企画の具体的な内容について議論する位の準備としておが  
~~集會~~ 形式的の通信に出すと、形式的の集會をやるだけでは、科学  
~~技術~~ 形式権と批判し切らないう方が、とあつたと思ひます。

\* 前項に肉連したから、私担当の向、宮内大臣の事務的で向  
よる 同時代建築研究会 (毎月第3水曜。従つて、5月17日、6月20日、  
7月19日、...) に出席して〜と通知してゐます。最高裁  
の審判がなかつたので、東京へ行く用件が、その限りではなかつたため  
あります。本復のには、東京の國家認定業務をもつ建築家5人の新の  
イベント(御覧)は基本的には属曲しおしてゐるので、情性的に一カ月  
おきか行くには、か之つて双方にとってマイナスと判断するからです。  
よとい、かから、知のかいたまへや、発言をながりにして登壇や集會と  
変ていこうとするかどうか、にかか、てゐるらしい。

ただ、前述の集會の日付の前日か、次の日に、河村裁新報告集會  
よあつた。双方に参加する事はいふまでもなく、さうしたいと考へます。  
(案のこ、知事地方系の大村、あつた香澤、とこつて行きたく  
ていふ、河村とくや山浦さんへの其年性か) -- )  
ては又、二話踏を期待します。

8-9-5, 10 松下昇

追記 神大学園専攻、訂正リスト2部を同封します。

神戸大学闘争史・訂正リスト

- 3 ページ 69. 5.18~25 「バリケード」→「バリケード」
- 9 ページ 74. 4. 1「卵」の前の「～」を取る。
- 11 ページ 80. 1.30「提起」の次に「。」を入れる。
- 12 ページ 83. 7. 8 最後の「。」を取る。
- 14 ページ 86.11.10「A367明渡請求に関する上告（松下）却下命令。（大阪高裁）」  
87. 5.29「大阪高裁」→「東京高裁」  
6.16「三審判決」以下→「二審判決。（東京高裁）控訴棄却。」  
6.30「前記訴訟の上告（松下）却下命令。（東京高裁）」  
88. 2.16「前記訴訟の上告（清水、竹中）棄却判決。（最高裁）」  
89. 1 「以後、」の次の空白をつめる。  
最後の行の下に「（～続く～）」を入れる。
- 裏表紙 「α篇」の次に「とα続篇」を入れる。

## 口頭意見陳述

内閣総理大臣竹下登名義で、四二七行「日本原燃産業(株)六ヶ所事業所の核燃料物質加工事業許可に對する異議申立てに係る口頭意見陳述について」を受け取った。通知書に象徴的に表われているのだが、行政不服審査法に關する行政当局自身による法違背の指摘を含めて、以下簡潔に意見を述べた。ただし、同文書で、恣意的に限定されている「異議申立書を補完する事項」なる枝葉次元の問題ではない。

(一)

行政不服審査法は、一九六二(昭三七)二〇二に施行されている。私は、同年大塚の理工系学部を卒業した世代に属するのが、当時の状況が良く分かるのだが、二年前に四日布市で石油公害が起り、辞書には、まだ公害なる言葉は無かった。二点を隠そうとする企業、行政側の姿勢が告発されたため、時期にあたる。同法の内容をみると、重化学工業化、大都市化という、日本社会の高度成長に伴う、二の様な行政面の様々なトラブルを、小手先の対応で、器用に処理し、住民の不満をなだめるために、やむを得ず設定したものと見える。というのは、一つには、「主権は国民に存し、国政は国民の嚴肅な信託によるものであり、この人類普遍の原理に反する一切の法令を排し、日本のみならず、全世界の国民がひとしく平和のうちに生存する権利を有することを確認」している。日本国憲法前文の、主権在民

の原則に基づく公平かつ公開された平和な政治」という憲法理念および各条項との関連が、この法律には強んど意識されてはいない。さらに、これらも憲法の平和理念と通底することだが、文明論との関連で見ると、科学技術が近未来——すなわち、私達の現在——にもたぐすであらう世界的規模での産業および軍事等諸公益が全く視野に入っていない。今日の被害状況を予測し得た人達は例外的存在であった一九六〇年代初期の時代的制約から、行政不服審査法も免かれずにはおらず、このままでは現実美に適合し得ない欠損を有している。以上の意味での、同法の過渡性を自覚出来ずに放置して来たのは、立法府の怠慢である。だが、行政府の運用努力によって、法律の限界性を乗り越えることはある程度可能な筈である。実際はどうか。通知書および懇談会の開催につき、に曰く、「第五項(2)口頭意見陳述は、審査庁が異議申立人から口頭により意見を聴取するものであり、処分庁が見解を示したり、説明を行ったり、異議申立人からの質問に答えたりするものではないので、念のため申し添える。」口頭意見陳述終了後、皆様の要望に依り、三〇分ないし一時間程度、懇談の場を持つことを考えておりますので、連絡いたします。これは何だ？同法の今までの全運用が、極めて一方的かつ形式的なものであったことを示唆している。

今回、口頭意見陳述は、審査方式を定めた第二十五条第二項「審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べべる機会を与えなければならない。」の、ただし書

部分に基づくものか。私達、当局双方による、対等な立場での議論が保証されて  
いる場である。行政側が見解表明・説明・応答を拒否出来るか。ここに規定  
されてゐるか？ 庁舎管理権維持のために地方での口頭審理を一方的に  
拒絶したり、当局の都合で、陳述者、陳述事項、陳述時間を制限してよい  
と、ここに記されてゐるのか？ 原告側の詳細な「田舎議申立書」と「求釈明  
書」を一読すれば、少なくとも数時間おつ、数回の討論と、資料提出および  
建設許可処分執行停止が、最低限必要な内容であることは、誰にも  
了解できる筈であるが、二点に対して、三〇分（一時間）しか時間をとら  
ないとは、どういふことか？ 形式的にも、実質的にも、明らかに法律違反  
に該当すると言わなければならぬ。時代遅れの法内容を、運用面で補充  
するどころか、遂に、政府の失政、怠慢の糊塗、ないしは、政策ゴリ押しのため  
に、条項の内実を、さく／＼に空洞化させるなど、許されることではない。この法律  
の趣旨、第一条第一項「この法律は、行政府の違法又は不当な処分その他公  
権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政府に対する不服申  
立てのみちを開くことにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益  
の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」を、  
最大限生かそうと努めることは、忠実な法執行をたてまえとする行政府（  
科学校府）に課せられてゐる義務なのである。ただし書の意味を再確認し、  
品質管理をすまやかに進めるために、次回以降の日時を即刻設定せよ。

(二)

場所は、解体すべき空間、ウラン濃縮工場建設強行現場がふさぐらしい。安全性審査にかのつた。科学技術庁加工使用各安全技術顧問会の構成員二三名は、全員、内閣総理大臣、科学技術庁長官、と共々に審理に参加する責務がある。時間が限られてきた。総体的な原子力行政批判は次回以降にゆずるが、いくつかの課題提起しておく。当局はまともな受けとめて欲しい。

時代に即応して、既成の法内容の解釈を、實質的に定め広げてゆくことは、とりわけ行政側に要請される課題である。前項で一部引用した憲法前文には、歴史的な成立過程の必然的帰結として、「平和」を「戦争」の対立概念ととらえる姿は力がつらぬかれ、あり、中間項はない。従って現代における「平和」を實現し、ゆくに際し、「戦争」概念を、不断に問い直すことが不可欠である。だが、現実には皆平に逆の道をとおり、平和理念を某約的に具現した第九條、戦争放棄条項も、行政不服審査法以下の水準の扱いは、多々二つなかつた事は、周知の事実である。即ち、日米各保条約に象徴される、これまでの政治過程を延長すれば、下地核燃基地の彼方に、原水爆等核兵器製造工場およびSDI工程東軍軍事基地の安全が、明らかに読み上つておけるではないか。否定したければ、論拠を明らかにせよ。対象を、原発・核燃施設に限定してもよい。国境をはるかに越える広がり、と深刻さをもち、たまたま、チェルノブイリの惨禍は、それが、絶対に「平和」ではあり得ぬ以上、「戦争」概念の範ちゅうに属する。単に、地球規模の人体被曝、環境汚染、そして、生態系破壊のデータの裏付けだけで語っているのでは

ない。TMI、チェルノブイリ、福島の大事故に共通してゐるは、原子炉運転者自身が、炉内で生起してゐる事態を、全く予測し得なかつたことである。良く知らぬこゝろ、技術の本質規定「技術とは人間実践（生産的実践）における客観的法則性の意識的適用である」に照らせば明らかである。原発は「技術」でなく、通産省資源エネルギー庁らのPR用語「原子力の平和利用」は幻想であり、もともと死語であつたことが実証されたのである。どの観点から見ても、核兵器と同様、原発および関連施設の存在自体が戦争放棄条項に抵触するものは明瞭である。財・学界と一体となつて、原子力開発にのめりこんでいる政府の姿に、かつて、薬・医療公善についで、高橋睦正氏が指摘された権力の抑圧、資本による収奪（似非）科学による破壊、という、社会矛盾の三層構造を、そのまゝ見る思ひがする。核燃サイクル計画を直ぐに撤回し、全国の原発を即刻停止し、廃絶すべきである。人類の生存基盤にかかひる世界的な課題が問われ、この場には、通知者、内閣総理大臣、審査委員、科学技術庁長官が、なぜ出席しないのか、最後に、陳述を終る。











松下昇様

No.1

河村さんは常に主観的に語り、松下さんは村字化と主観的に語り(譯水也)  
 私は体験的にしか述べないのです。これは空想の類に属するところとあり、  
 それとありませぬ。今日言及した批評は、純然たる序文も語り(譯水也)の  
 自叙に過ぎないやうなもので、松下さんの「途方もない苦悶を生かしたい」と考へ  
 てあります。五二五頁の「おや」も「は」として「や」にやうな心遣  
 びです。美佐以前、自分やなくおぼしめたN.Y.K.批評文章、純然たるに「三つく  
 者」の考へていたのです。時由が如也とあり、要約文になさるまい。松下  
 さんの問題意識を正確に展開出来た自信は全くなかりません。退屈な  
 評論の言葉遣いは、今度の在りた。心からうやうやしくおぼしめさせていただきます。

実は明日(五二六)大井町で一万八千人許の園東の集いがあり、五二七の総括報告の  
 弁論団からなす中、総括者が、今度の「E」の方には注目して来ます。いろいろと相  
 談すると思ひます。宜しくお祈りします。その代りに、批評家と総括者を合せて

お送りするので、脚大なるう類をじっくり読ませ、手紙も書きます。

いくつか、相乗事々以て、ご報告します。

(一)五二二(月)：河村さんから「退屈」の連絡があり、松下さんへ伝へることを考へて、  
 じすの(五二二)の行手紙をもとに、文閣書道数百人への報告をまとめた。本紙出。

ココロと表に発達する仕事をしていくうちに、うううとやうなこころになりました。こ  
 めんたい。予を過り、一月内入院の一志、血糖値が下った。おれは、体力が衰え  
 ると通病がつかうと、おれは「おれ」になりました。退職金も併せて六二夜、半退屈金す。

会々あるような、集会につれて、松下さんのお考えを伝へておきます。

(二)後援通信は、私も手すところありませぬ。事務局がうまく機能している様です。  
 河村さんも、巻田さんも、言内さんに連絡取すことも無い様で、入院時の連絡  
 も、すんでおれ代付した様で、困っています。同じく三校書きます。

(三)大井町村集会でのビラを渡した。草紙と中校のものをあげました。それ  
 以外、お茶とお品も同様です。集会場にリュックも背負った旅人容うな様  
 子で、ハチマキを巻いた上、お茶も取りました。お茶も取りました。お茶も取りました。

No.2.

ラもあつた。三つは日く、行方不明なり。悪口を言ふた方が、気持よく  
とニコニコしてしまつた。神々の人物です。

(四) 朝日新聞には四二七の記事が出されてゐた。ユニー学です。

(五) 物産科の同僚(信託局事務長、東洋大原子力工学科出身)が、東洋大新聞に  
書いた文章を目にした。切り抜きを同封します。彼は、日本科学者会議  
のメンバー(日英系)である(雑誌)です。彼らの進歩は水戸のこともよく知つてゐる。  
本派のことも批判する。資料をとりまか、もつとあせりまはさう。この政府の  
原子力行政を疑念の神元するは、利を果しつゝかたです。安住以来、二の  
人達と打交する。うんざりします。自然科の者のほは、何れもニコニコ以下  
の裏返しをいふ。

No.3  
とは言へ、私達も松下さんやあつた。日中戦後、餘存感をもとニコニコ  
り強くない。現地の運命も、裁判も先が見えこまう、と自戒してゐる。  
英聞を運へる資料の一部を、まとめて入すておきます。ごいぬは、お年所  
叙の二を、折すも、お気をつけなさい。ありかとうつおきます。坂本さん  
の件は、今後、直接まかせなく。ごは又。一九八〇・五・二七 山浦 石

松 下 昇 様

五三七付手紙の違押を早く読ませねばと気がせいたのであるが、やむを得ず  
かと思ふ。今身は、物置軒四半の担仕で、就職ある人のため、連日、会社  
の本人訪問もなく、自衛隊のやり、銃弾を製造し、社会、情士法人を  
集めて、原形を暴露にもとめて、い解所資料を提供する会、通事  
は、確し得ない情報に直面し、日々、今、七、四、分、人民解放軍が  
二〇名以上の死傷者を出し、天、み、の、た、の、情、刺、も、N、H、K、が、伝、え、て、い、ま、す。  
その、朝、日、新聞、には、<sup>①</sup>、杉、島、オ、ノ、原、型、の、竹、の、夜、即、水、で、か、松、下、の、人、  
よ、う、に、先、の、差、も、読、本、機、主、に、と、は、自、明、の、ま、で、し、も、改、ま、り、起、り、て、め、と、  
絶、句、に、ま、す。

①五二八 大井町 南都方政会館に 五二七口頭会報を案内がありました。  
前報の通り 九下由言子代(八下大言の形)が来たといふ事です。 衆会派を  
大勢に、自、ま、ま、も、か、ま、さ、ず、一、か、反、射、志、も、も、の、終、存、に、は、三、五、十、十、と、語、  
り、て、お、く、ち、ま、す。、そ、れ、を、表、現、さ、せ、る、形、態、に、す。、た、に、許、証、開、き、は、両、手、  
の、は、い、は、は、く、片、手、く、く、い、や、ま、ま、と、い、う、井、邊、岡、の、考、考、に、は、此、判、時、に、た、

No. 1

② 笑、今日、一、時、代、本、八、機、也、会、館、に、田、宮、マ、ン、達、の、カ、ン、フ、が、主、催、す、る、B、W、R、型、  
原、子、爆、炸、研、究、会、が、あ、り、ま、す。、参、加、し、ま、す。、二、の、事、故、が、と、り、上、げ、ら、れ、ま、す。





松下昇様

六〇年文壇情レニシ。毛沢東を野中(竹内)名曰... 松下さんへの返事... 四月下旬下地報告末尾にふれた...

No.1

(一) 六一(月) 共学舎。横浜録。市民会議の主婦の方々が、陳平刺研究会を開く。小林さんに依頼されて、私の団地にも...

→ 存在？ 念旧の美談。高松崎。湯城... の、そうきたるをへー。

No.2

とらるもうかしく、吸り下ゆを考へてく... 前住しますか。さゆが十数年肉考か... 一ノコ「二ムからい会」旧「たまごの会」の分身...

自己批判... 自己啓蒙... 自己啓蒙... 自己啓蒙... 自己啓蒙...





山 浦 元 操

6.26日のお午批を宛めて多忙中からお送り下さり、手紙にあり  
かたじけなくお礼を言いました。吉本氏の発言は肉する私の策向を合めず、おとどろけ  
向題領域の諸案に向いて徹底した批評を展開して下さいました。知れど  
のゆえに現情況の苦境する人々全体にとりて大まか位置づけを述べました。  
私なりに示唆を踏示して頂いた多くの手紙を、よく読んで応用して  
いくつもりです。ありがとうございます。質問の追加です。どうも  
よろしくお礼申し上げます。

なお、前線では、「情況への発言」のうち、直接には各案にふかふか  
と関係する14-33ページを省略して2ページをお送りしました。  
要案にあり、かつ、吉本氏の全発言を総体として批評していただく  
には前線での岩崎報告の2ページをお送りしました。

少し私の批評を記入して ある意味

手紙 38-43ページも、その日大金委員の報告あり、最先端(2)の  
ご挨拶を整理してご参考にしていただくため、149ページの内容と  
2ページを併合しております。

89. 6. 29 松 下 昇

後記 — 官内では批評集の結集を送る際、「秋後通信」27の  
とくをいたしたため、やむを得ず室中化を由り送らなくてはならぬ。



松下昇様

ご返事いただきありがとうございます。無銭旅行が一周内自給。佐世保福岡沖縄をまわってきました。当時三代目平賀文の解説地も訪ねたりはしております。心あがりのはなす村館で数分切小のいぼと多くの女子学生達の早急の遺留品類を前にもとまは流しとまらざる限りです。また早急の納書地と下北平場を銘お解りの意味も私なりに伝わりし中へあるじです。

先聞者へは東海村原水郷報告を同封します。原登内信の分科会に出たばかり。若槻政史の東内国信者か。皆無じあつた。最終日アールを議論した際、座長の中川定夫氏であつた。が、情況を象徴してしまつた。

- 南西方面各分科会の主催者 熊原登法 全不河切が あります。
- 九一六 13:30 全作集 大阪中之島 中央公会堂
- 九一七 9:30 分科会 大阪市内 10会場

出ました。なまの時間を作つた神虎とゆふのなまの虎と考へていませう。いほ又三野です。美保左正屋在任の母が、最近、くろともを託せられた。一九八九・九四 山浦 元 怒りりるを、かみまげん同いのついに、南西の視察を、という史です。



山浦 元様

9月4日のお手紙と資料ありがとうございます。

神戸大訪問がらうは、大歓迎します。時々一人で神戸大で多岐の各ページを  
元の紙表裏の間に挟りに行ったりしてあります。たしかと一泊に行くという  
機会がたまたま秋に急ぎの心地がしてあります。

9月16~17日が大阪ということですから、9月15日に泊るのことは  
して一泊後、16日の午前に短冊町で再会していただくか?

(15日午後2時ごろまで休日は全学ロッカウトに切り替わります。)

神戸大の、未着用の部屋と不備品が少なく、泊めていただく  
ための気は十分取ります。告知に取りますか告知の要ですか? 取りますか  
できます。残念です。ただし、一般のビジネスホテルなどの設備を必要とする  
のでしたら、どうかお返事でお願いします。(こちらに返信を求めさせていただきます。)

15日の午後に新幹線の新神戸駅に到着した時刻を知らずに

下りには迎えない予定です。

(新大阪の交差点の列車に降るとは停車して  
たかまがら、時刻表などで確認下さい。)

おきの空間的位置は、別紙に記します。

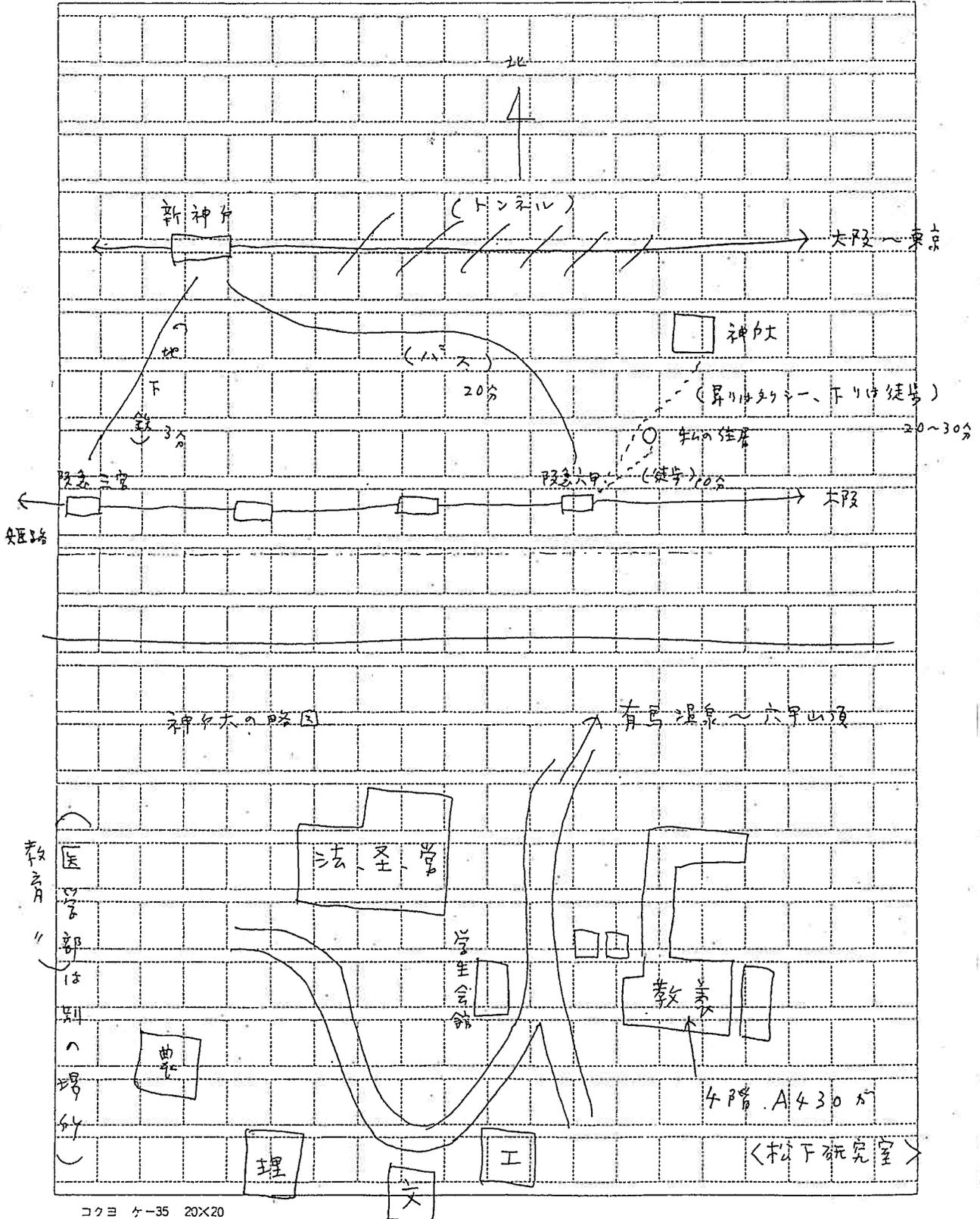
16日には、午後に早稲と(86.3.24事件の裁判についての)都合せ  
てあり、その後の早稲の予定です。その後の早稲の変更も  
おは、部分的に集合に参加していただくことを考えています。

89.9.7日 松下 昇

(TとLでまけのミラーです。//この後の夜は在室してあります。)

(以上、この頃にはやるというので、リンク保持の段階です。)

(別紙)



松下昇 様

九七行の早速のありかたにお返事とさうなりました。

青井地裁で中一回目の枚数阻止訴訟が九二九にありませうが、今日の九二二

園東厚労団まなほ名——二人も、中央公治社縮小印を芳物争い海に解

危す小下総院をモッ——から運送が、青森の弁はまさんか上京すか

九一六に井渡団会をやりたいとのこと。園西行きが不可能とさうい

ました。昭同院、いづくに配座居きました。ほくろに残念です。近

内に、松下研光を訪問も、さうか、ま記させたいと望んでます。

同時に、「園東在位者」といふ、意見陳述(又五分)を依頼されました。

この下では、強くと意味が、まいと、まゆれまが、まゆれとまゆれ、まゆれ

で陳述する内差に、ついで、まゆれ(まゆれ)の様なものがあるまゆれ。まゆれ

取之小は、幸い、今うと、まゆれ、物置屋と、松下さんに刺激され、まゆれ

評記に、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ

まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ

追記 → 余り余りの血指性の上、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ

神大行きの件を河村さんに話さず、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ、まゆれ

一九八九、九、二一 山浦 元



山浦 元 様

概念集 2 の印刷を、お送りしたのと、2冊を  
お送りします。(河野さんにお送りしています。)

〈技術〉の項目は、すしをかきかえした。関連項目を含めて  
ご検討下さいませ。

(この印刷 = 今の一位の確率が正しいと仮定して)

ごめん、河野さんの裁判に関する報告集を、  
お送りします。

山浦さんと知って資料集と、  
裁判の心と、  
お送りします。(資料集は、  
お送りします。)

気が重いと、  
お送りします。〈生活〉に復帰した方が、  
お送りします。お送りします。お送りします。  
お送りします。お送りします。お送りします。

お送りします。お送りします。お送りします。  
お送りします。お送りします。お送りします。  
お送りします。お送りします。お送りします。

お送りします。お送りします。お送りします。  
お送りします。お送りします。お送りします。  
お送りします。お送りします。お送りします。

89. 9. 22 松 下 昇



長びかせようとするゆゆゆ。裁判官も緊張し切つてしまつた。

(二) 小村忠太郎さんの近況を伝へる共々余通信が送られて来た。びりくり。なんと。私の東海村報告が無断で掲載されてあり。小村さんの丁重なお叱りの手紙も……。勝利する会会報掲載どう小冊子のこゝも入らとまませ。

(三) にも同連しませが。ムニツのお手紙に、残念ながら、私も同感です。また、報告学会の件は、言ひ出しのゆゆゆです。(当該者達とさし思ひこくというゆゆゆはありませぬが、余説が出来た。う。支援する会当時の記録を中心にするをつらめた。えが、ありませぬ) その上に、満田さんには、報告された、伊藤久造稿集の原稿が、二年間も、放棄されて、いりる状態は、形式上だけでも、終らせたいと思つた方が、いとをないます。もうすし、考えさせこくゆゆい。

No.3

以上、簡潔ですが、とりあへず、ご報告とお礼です。十月十二日は、原稿は、枚数も、直接行曲が、すまじゆゆゆ。

一九八〇、十二 山浦 元

山浦 元 様

吉本での活動の進展は、甚過ぎくゆしく保て下され、まことに  
ありがとうございます。一層に全この内容についてとりこみ余裕が  
とけぬと、巨大なうねりの動きを感してあり、ぜひ、その核心にむか  
い合、その手をとることを願っています。

山浦さんの意見陳述書は、既合致討論に付表上此の水準での  
議論方法を十分に踏まえて、深く鋭く進化した。吉本模範論の  
(主自覚的) 批判的要素が、鋭く力強くあり、専門の科学者  
の法廷にふさわしい陳述のよう、その知る限り最上のものと思ひます。  
とくに註①②

私の発想方法は、まだ、ごく基本的な模範論にあり、実際に応用  
してゆくには、まだ多くの努力と努力の不可欠であることは自覚してあり  
ます。山浦さんのような方は、この法廷は、大いに役に立つに思ひます。

吉本、一万人討論会吉本、の構成は、夫よととのふりかたに  
か、科学者や技術者は、どの位かかるといふことが、少し判明は  
したと報告下さい。(新法の内容は、172人認めたといふ事、その  
一人を除いて知らぬ人は、全くありません。)

山本慶恵さんは、この10年位、会っていませんが、昨の模範論発表の時  
(1974.4)の知の英字香の一人として、おかしな気がしました。これは、「だんま」  
市尾さん <元> 全英字派と一人は、意外多しの外は、知れぬ。

小林忠太郎さん関係の資料も、検討できるとの関連で関心をもつ

(ただし、ノウハウ)よみました。会報最終号は、支援者の層の厚さを、

現在、具体的に農業内題等の活動を通しての現実感が印象的で、

河村我利は同じく、とても同じようなノウハウや企画はできている、

と感心いたします。ただし、これは必ずしも又いつかの方向で、そちら

志向するところではなく、河村我利の強みである「教養」としての現象の

中心、環境改善の歴史的多数の元一争奪のテーマがこれらにある

のであり、これを十分に対象化していくことは、未来にふける大争

への深い準備を意味する、と考へております。

具体好意集會等々もよくても、知らずに、この方向で表現し、ノウハウ

刊行していただくことも考へております。(教授資金の活用の一つとして)

いすかにして、11月中旬に、一度、今年にのぞむのとこの行なうと

予定してございまして、山崎さんにはお目にかかりたいと思っております。

(相互の時間的都合を考慮して)

では、とります、お礼まで。

89. 10. 12 松下昇





河村隆二様

山浦さん 及び 宮内さん へは連絡があったかと思っております。  
11月14日に殺害連絡会議の案内、とりわけ河村裁判終了  
後のマニヤ等について相談がなされるので、今も参加する  
つもりです。

ただし、例によって交通費等が不足しており、次のように  
提案したものです。同封のフロッピー（3年前の8月13日の  
河村裁判のうち合意の際に折中案と通じてお話しした案  
の2項目）による3万円を

私が7月18日に、不出頭した牧子さんの意味を止場いっ  
高裁訴訟で証言した〜今後応用していただくための費用、として



送っていただけませんか？（11月14日の東京での討論を念のため）

ただし、牧子さんに肉連なる公判は、まだ続いております。  
次回は12月5日です。河村さんが、ご自分が岡山へ行き、  
牧子さんに会い、ついでに牧子さんの マニヤ 法廷で証言される意  
志をおもなうちは、前記の3万円を、そのために使わせて  
あげます。（私が東京へ行く費用は別に作り出します。）

私が7月18日にこのように証言をおこなったのは、同訂の記録  
 (尋問事項書、証人調書、補充意見書各2紙)と本人の下書きは  
 お判り之考えます。原本のこの大まか要旨や反響はあります。この  
 証言の衝撃力は事態を根底から変換させたようです。

海野さんから金子さんへ前記の記録を金子さんへ(海野さんの  
 意見と共に)送ったこと、大まか意味があると思っております。  
 検討下さい。 (12月5日の公判までに 岡山新野2丁目6-36へ) 700

私から送るには、断絶が深く、かつ警戒心をもち、~~送らな~~送らぬと思っております。  
 (金子さんには)

なお、11月14日には、救援組の資金の残りの応用方法を  
 考えて下さると思っております。

(a) 報告集会 ~~資料集~~ 資料集の発行 と 互に

(b) 各参加者の心から持続してゆく斗争への委託 と思っております

日かでは手をつけてはどうか? (田川、山浦氏の反響、  
 小林氏の農業問題、土の活動等)

また、伊藤久さんの遺稿集の発行がどうしておこなわれているのか、海野さんから  
 直接に(海野さんへ至由を以て)伊藤未七人へ届く合せて送るに与る必要を  
 思っております。

なお、今回の斗争の心から、山浦さんへ送ります。 700

山浦元 様

(「新報法」11月号の記事は、お送りして頂戴。  
↑ 2ページコピーを  
お送り下さい。)

10、17日のお手紙及びお返事を拝見しました。

私の予定は

11、14 朝に神戸を出発して夕方に関内での事務行(会議)

11、15 日は都内でくまわり夕方に関内(同建の例集)

11、16~17 午暮~神戸

今回はお招きいただきありがとうございました。山浦さんの住居へ訪ねる余裕が  
なく残念です。

(裁判関係の記録は、量的に多いため、除き可成り  
詳細に説明して下さるのを歓迎します。)

山浦さんへの手紙の土曜日に同致します。内容は、山浦さんには  
お返しにたいへんのこと、何卒ご自分の山浦さんの位置から補償  
費への深比とていただきたくはります。(おみやぎは、資金の借入・面談  
程度に抑えたい)

とくに、救済組織の資金の理りの応用方法については、先ほどお話し  
距離がありお話しにくい面があるため、(a)、(b)のいずれの場合も、  
何卒ご自分の意志・意欲の水準以上のことはできそうに思っています。  
ただし(a)に拘束してのへると、84.12.17事件に固有な訴訟費用  
を納入せよと、告知がきており(コピー同封)、またおめすに異議  
や異議を申しつておられます。この点については委託して下さる方は、知照の  
の水準を越えて意味は大変にと考えています。

89.10.26 松下 昇

この手紙は又士過は批評集の綴り

松下昇一様

一〇・二六付のお手紙、およびコピー三枚をよそ取りました。松下さんのあのザクザク  
連発の会合をもつて私が出来、ありがたうございました。一〇・三二夕方、宮内大臣の  
邸に入り、土二四の付に、河村、小林、高田さんへの連絡を依頼されました。十二二  
二は青森市と六ヶ所町との早急、共同行動に参加しますが、一四〜一六は、ソコも、私  
家に宿泊可能ですか。予定変更のありましたら、どうか。

一〇・三一夜、早速河村さんと会い、御用件に付して話し合いました。

一〇・三〇日、河村さん自身は、多分そのままでして、  
、河村さんのヤマニヤを感ぜられた筈だが、それが無いのだから、多分そのままでして、  
りぬにも河村さん、い、謙遜。私も彼の、コピーを讀んだ記憶はありませんが、三  
万円に付しての確認は出来ません。そ、とりあ、  
甲と一、三万円も、私が立てかえ、一四日、投函連絡会者会から出して、もう、  
控索する、ことにしました。(河村さんも了解) 幸、一〇・七付納付書知書、66万

に付して、一四日にと書か、  
か、二連絡の、(批評、  
一〇・七付は、  
坂本秋子さん、  
る、  
自身から、  
(三) 伊藤先生、  
ん、  
(四) 各人の、  
リ、  
か、

に付して、一四日にと書か、  
か、二連絡の、(批評、  
一〇・七付は、  
坂本秋子さん、  
る、  
自身から、  
(三) 伊藤先生、  
ん、  
(四) 各人の、  
リ、  
か、

以上、とりあ、  
一九八〇・十一月 山浦 元





\*3 伊藤久さんに向き、刊行は、ぜひ今年だと感じています。  
 11.14 会議では、刊行が早くしていいと希望、記事金額も、  
 伊藤さんへの意見も、そのあたりの方が多いのではなからうか？  
 救済奨学金の問題は、正式のレビューで、この〈遠山〉位置に置くか？  
 だが、この件も含めて、意見もいろいろあるから、11.14 会議の  
 経過の中で、あらためて考え、発言してみたいと思っています。  
 \*4 11.20 金子、金にふらふらして、苦しい。情状を述べ、  
 主審裁けする。次回は、金にかかろうと、  
 \*4 新雑誌 X 11月号 特別企画のコロッセーありかと決まりました。  
 どういう系列のメディアが、よく判らないうえすが、他の大メディア、  
 2部企画であることは確かです。  
 16ページの五十嵐 ~~先生~~ は、好意を持ってあるが、事実認識が違っていると思ったり。  
 本に際しては、「学生と活動と共有した」という点で、学生の争奪とやめ  
 たら、後から後で、解決の仕方を、聖書や別紙や、  
 5引き出しのありのようです。  
 25ページの中西 ~~先生~~ も、まじりの概念集は、出会う。Fとあす力があ  
 ば、こに真正な〈文化人〉が生誕しようとすることを知ることが、まじり  
 たいと思っています。(山浦さんを除く、救済連絡会のメンバー...?)  
 だけ、11.14に、たのしみにはしています。  
 89. 11. 3 夕 松下 昇

山浦 元 様

11月14日の会議で確認された 報告集会についての「お知らせ」の原案を作成してみました。室内メールでの牛乳コピーをお送りいたします。

と世に

(放置しておくと、メールの件名が「11月14日の会議」になってしまう。何かをがらで各参加者へ連絡する気になったとしても、)

本題はは？!

11.14に確認された事項を全て把握して

連絡するかどうか、かなり不安です。...

連絡す

私の原案も、まだ不十分だと思っております。山浦さんには、

ご意見を伺って、宮内メールにて下回れば、ありがとうございます。

このバックパブに限り?

身お 敬務通信で、欠かさずご報告ですか? 知事は主要な資料

原案の「工学事業科室」に書いていたのを、いま 園側に 設置され

てあり、自分の文章が、ていどおかし、書いて 宮内メールで

以前に再入力してしコピーしてします。(本館のところにまだありません。)

89.11.30 松下 昇

これは無印のものを発行するに違いない。せいかかり、  
9/16のメールに  
まだありませんか? 一筆が11.15に到着しました。また、このこと

追記

① 宮内比呂子紙の追記は、宮内比呂子紙、知と池田に「大塚の件」と評したの件、東京に受ける。そのの発想の佐工に力、力もした。次の機会に再び、この件を批評をくり返す予定は

徹底批判をしていくつもりです。(とはいえ、佐工を理解する前提として) 大塚の件は、佐工の洞察力に不足を認めます。

② 河村比呂と坂本比呂の 本レ 相互にかかわる文書として

- 193.11 坂本比呂 → 河村比呂
- 11 河村比呂 → 坂本比呂
- 195.2 河村比呂 → 坂本比呂
- 2 坂本比呂 → 河村比呂

→ 宮内比呂の各コピーを河村比呂に送ります。  
~ 幻想性の押圧  
『社会主義』国家の力等と 通在

(一定の査定を)

知と池田 坂本比呂の資料の整理を正していかなくては、同時に、その不十分性の指摘を、1/8 証言 (10月に河村比呂へ記録を送り、山浦比呂にも回復していただく予定です。) により、公然と明らかにしてきました。

③ 山浦比呂が、1/16、14日、知と池田を刊行して来たパレには、因ら、

唯一の要約は、知と池田、知と池田、知と池田、と発言文から見たのが、貴重と批評として、知と池田、知と池田、と別々にまとめた。

その中の項目 (とくに ③) について、お尋ねを承知いたしました。

この手紙は、河村比呂から、知と池田を返すために回復して下さっても構いません。

④ 本<sub>2</sub>に言及した『3.24 証言集 (上・下)』を回復します。今のところ、お送りするのは山浦比呂に、知と池田です。

宮内 康 様

11月14日～15日には、いろいろとありがとうございました。

救護連絡会の報告集会についての「お知らせ」原案を作成していただきました。（宮内さんは、ご多忙でしうから）

1. の日付を3月20日（土）としてゐるのは、21日（水）の同題の月例会と連続させるためです。

「お知らせ」には、救護資金の残りの応用の仕方について、ふしやしませんか。パレフを刊行した後で考えられた方がいいか、と思いたためです。（集会をかりる費用や、毎年の11、14参加費用の山浦さん

立てか之分3万円もありますから。←できれば、3、20に参加する時にお願いいたします。

ご査目に、お失敬をお詫言います。

文章全体について、ご自由にかまかえて、各参加予定者へ

送って下さるよう、お願いいたします。

来年1月に入ってからすぐ

でよいは年内に、おそくと

89.11.30

松下 昇

追記 — 本紙と池田浩二氏とは「大塚の件」と評されるように、知等の関係

ではあります。本紙は、もと巨文とともたたか、てありますので、その

よから、認御は、ついで、たたか、お願ひ申し上げます。

コトバ

↓(例一部左賢知謝人の認御の性質)

河村隆之様

83 大学祭 江木ゆうへへ 招請状 お送りします

何点が早速に書かせて頂きます。

昨年の大学祭 連絡は出来た以後 何回か お願いして  
いますこと、どうも、ありがとうございますか？

（秋子との話で、昨年の江木のメールが来てくれて  
いたことも、お礼。

ありがとうございます。お礼が欲しいと、「秋子からの伝言」  
として江木さんに言われたことと、また本質的に伝えられて  
いたこと、と思っております。

（本質的に伝えられていない以上、私はそれに基づいて  
何かをするということは一切できません。この1年間は  
私の心からあなたからのメッセージを待っています。

そればかりでなく、このままでは、あなたに話、をすることで  
私に何かを伝えるつもりで、話を聞いてもらおう  
秋子の〈感性〉（～RBから行方を知ることが出来る  
（？）について、何もしないでいて誰かが何かしに来る  
という受身的な～没主体的感性）を助長するばかり  
と思っております。

今年、年賀状で「家族の幸福を！」と書いて下さったのか、

私は「家族の革命を！」と対置したのを思っています。

(前にお送りした～103通信～<0>号1面読んで下さった

のか?)

<中村主人>ではダメなのですか。

<家>～<家族>～<家庭>～と云々 主要～重要な

斗争現場～革命戦線の一つでは無いでしょうか、

おそれなく今年の<sup>大卒後</sup>三月までにお返事下さり、

三月にお参加して下さいようお願いします。

継続的だから、それだけではこれまでの河村さんの連続

三月への参加が、(これを失ってしまうのでは無いかと

考えていることを付記させて頂きます。

～1983.11.5～

坂本幸信

83年11月? 坂本七郎 201-14

(河野三郎は牛乳に目付けがなからず、よく判りませぬ...)

No. 1

201-51

お返事ですが、再三御手紙をいじりながら御返事  
本さすお申し訳の無い、ません。和の方で10年12月改判  
の判決が11月29日11時と決まり、勝敗を度外視して  
今年11月の意見書の勝敗とありと確信してあります。

さて昨年以來秋子さんとあ逢うて以来私伯人の  
意見をさしつかへて来ましたが、このことは坂本さん自身  
で問題を整理し、解決するのだから、善しと思っ  
て来ましたが、とりわけ象徴的の問題は私自身で  
さす方がよくてもさうな状態にあり、とて人様  
に意見を来す資格も自信ももたあわせたい。かゝる

一年間経過して何となく自分の意見と判断をまとめて  
みましたので一報いじります。初めに秋子さんの意見  
をまとめたものと ①RB302-1: 免状後吾等の批判があ  
らうから(秋子ととも)に之を来す = 24.2.18 夫と位  
いて来すて来す証にあり。② 今与あ、仮に夫が10年  
ととも来す(= 吾)ても迎之入水子用意あり ③ 秋子  
三人がRB302から来すのは母親の批判され、子供  
二人が心とく心に傷つて、子供が来す事と申し  
て来すあり ④ 裁判の証言に立在なとは云うて、  
⑤ 坊やの来す全の件 ⑥ 何故一人を私とせ訪れ  
来すあり

和以上の発言と文字通り信じて判断した場合

④の問題と解決法にはまず③の1行を解決法に  
 用いると考へます。即ち③の発言が事実であれば  
 それは「はっきり言って」土道にもとる、人間として  
 あまじいと判断せざるを得ません。  
 和が文字と違って事では五才に「歌」<sup>歌</sup>と解決に  
 来るとは意味を包み込んでいます。  
 この意味に同じ③の事実であれば即刻土下座に  
 して子供さんに謝罪するべきであります。  
 ④の問題は必ず解決できると信じてます。

次に⑤の問題について考へますと和の意はついでに  
 さんとは同様に述べています。事実はどうなのかわかり  
 ませんが、何らかの形で謝罪せねばならぬ  
 和の意見を述べておきます。

以上の意に松下山さんには申し述べてあります。  
 勝手なことで申し述べたので後々まで申しわけなく  
 と思っております。今日の文字等は解決の例がある  
 本席でもありますが、どうも皆様の話し合ひで  
 又機会があらまじゅうでも同様に申しわけなく  
 してあります。お返事で

坂本様

河村



今回の貴殿の思想が正しいと認め、受け取ら

ないこととあわせて他者に書かす可なりとせ

と考へたり。流しと自分の思想は全面的に正しいと

は思つておりました。何かを述べた丁史の墨存子

二人が全面的に一致するなと云ふことは

あり得ないと思ひました。このことは本誌下の

御家族も私の家族についても云へます。

どうか子信様か秋子さんへ「流し」の事と

解らぬはよく、御自分の思想の理解を

なかつたと解可なりとせよとせうか。

もう一度御家族の皆様と話し合つて、子信さん

の事と考へて下さり。

よりの小生の裁判の件は、 $u > u_2 < u_1$  可か。

松下氏の経済趣意書及び石田氏の趣意書

をへて212当初は支取の件は、合行の件は

専断に扱ふ事にした。その後、太子<sup>親</sup>接談会。

又、この件は、年渡に於ては、私個人は

主張する事にしたが、皆存にとり、時局的、労力の

に不可能とありと云ふ主張は、圧倒的とした。

その結果、中大権開を遂に押止せ

られた。石田先生及び近藤先生が、あつ

うけた。次に、

中尾先生の私信も同様に可。 (松中先生の生活の報告や依頼一略) (松下)

雪の所御身体を大切に

坂本様

河村院 =

(日付が早く、取立ての時に不便 — (松下))

河村隆二様

2月初旬のお手紙うけとっています。

3.19の裁判には間に合うようにお手紙をいたしたの  
ですか。大学祭を考えたシノボシウレ7回(昨年11月~  
今年11月—松下さん共4回に参考)の討論報告作成作業  
に追われて何日も徹夜がっつりです。→同時パポ  
状態で、また4月に入り、日常活動の提案返し~総  
括といふことをめぐって4月1,2,4,5日の集中幹事会  
(国大学友会の実質的最高決議機関—80サークル代表  
から成り、例年は10日以下しか開かれず、なか  
ら学友会の根本的立(た)て(め)方し~自主管理自主運営(の創出)を目指し  
84年度は41回(1)開催された)が、大ゆとりでゆれて  
おり、大学祭を考えたシノボシウレの最終報告書の  
作成出稿期限が4/20に迫っている、といふ有様で、  
時間的制約と格闘(ご)ながら書き始めている次第です。

長々とこのように様子前置きしましたのは、「総括」  
ということについてふれたからからです。

同時に国大学友会活動総括パポ p2~3へ「総括とは  
何ぞ?」という質問(学生が自力で書いてくれ  
ます。)というのがあります。

この中に次のような文章があります。

「総括とは、それまでの活動(内的・外的・可視的・  
不可視的の活動)をふり返り提案(め)方し、自ら(を)合(は)す

情状をみまかした上で、今後向うべき方向を見いだすこと。  
あるいは逆にある方向を探うつ。それこれとついで活動を  
提え直す作業である。

自らの活動をさへは、若くは、見ようとしつければ見えないし、  
それは必ずしも意識されて行われるものではないから、見よう  
として見なければ見えてこない。あるいは虚を見て実を見たい  
気がする。

しかしその過程で見えてくる方向性が、自らのごく自然な情  
念との間にズレを持つものであった時、つまりはその過程  
を深めようとするとき、そのズレがなにかと思われる時、  
虚を見ていて自分に気付きつつも実を見ていようとしたら、  
これが実であるとき自らを納得させようとしたら、理想と現実  
とのギャップにリ帰結させてしまおうとする。

だからその過程が、そこでストップすることになり、  
その時見えているものは、本来的なものとは別へべつもの  
単に表層部分での自らであり、自らの各活動であり、自らの方  
向性となり、つまり、だから真にそれまでの活動を  
見つめなおさうと思えば、そのズレを合みつつ組織  
していかなければならぬ。

敬とらるる文章とお思いになりますか。

河村さんのお手紙を読ませて頂いて、(潜越みから  
家族-対テ-マについて 裁判テ-マについて(従って  
両者を統合、包括する河村さんの生き方について)

3  
〈総括がない〉と感じるを得ませんでした。

卒直に記させて頂きます。

・家族〜対テマについて

はっさ)申し上げてこれでは河村さんか何故これまでお返事下さらぬか、元のかわかうません。

それと、これでは河村さんの“士道”=近代個人主義といふことになってしまいませんか。

すいぶん前に承りますか、河村さん、松平さん、の2家族、私・家族が(宝塚動物園でこい、よした)ことかありましたね。あの頃河村さんの〈家庭の危機〉を伝え聞いていたのですか、河村さんにおいていまどう総括されていこうか、(よ)か、〈カスをつかまされた〉的の奥さんの発想に対してどのよう方向性でいこうとされているのでいこうか。

この発想の根拠は 転倒されるべきこの〈世界〜世間〉の価値基準であり、変革とはこれを転倒していくのでありければ真・変革とは言えないと思ひますし、ましてこのような発想に合せていこうとするのは全くナニセエと視えます。

さらけ、裕美はるか仮に河村さんのいうように

「秋子の思想を受け入れ」「坂本の思想を受け入れ

ながら、理解(可)か、元」結果のうえに現在に

至っているとして、裕美はるかは自分の「受け入れ」方

「理解(可)か」様をとらえ返す道と、自ら閉ざす権利

人に閉ざされる権利(?)も持っているといふは可です。

(「誰れ自分の思想は全面的に正しいとは思っておけません」  
は、裕美の「考え方、とらえ方、理解の仕方について」  
いわけはならないはず)

大人であろうと子供であろうと、自分の感じ方、考え方、  
もとのとらえ方が絶えず検証の道へ機会に開かれて  
いなければ(そうしようとしないように努めているので  
あれば)、思想～心の「自死」に等しいのではあり  
ませんか？ 河村は母親の「思想」を受け入れて  
或いは自分の感じ方、感じ方から母親を誘って母親と  
いっしょに「自死」する子供を、それも子供の選択の  
権利だとおっしゃるのでしょうか。

\* 裕美の「かたくな」(心の決り方) — 秋子とこのとこを  
訪問された時に感じられたのではないかと思えるか—  
は一見大人びて見え、秋子を指図しているかにも  
みえますが、秋子の自己防衛(親との間、二人の <sup>私との</sup>  
問題)を二人の問題としておこなうこと ~~を~~ 避けるよと  
する)を代理させられ、表わしているに他なりません。  
(娘には、母親の「願望」を母親自身よりも感じとり、  
自分をおしこらしてでも母親の「願望」をかかざるよう、  
それにそうようふるまう時がある、さらにはその  
「願望」を自分の中の如くに感じとりて母親の  
心の負荷をあらかじめ軽くしてやることも <sup>あり</sup> <sub>あり</sub>)  
というのは 渡本さんの指摘ですが、ある女性心理学者  
が、自分の母親との関係を分析・総括しつづ  
記している「母/私自身」という著において明らかに

しているところでもあります。

次に「オニ君の介入」ということについて述べます。

秋子からはおそらく決しておきかたではない(秋子自身対象化しようとしていない)と思いますが、

私が「二人の問題」を、二人の問題としてとう出し、  
するあい、とうくだとやしてきた過程で、「オニ君の介入」  
ようにしてきたのはむしろ秋子の方です。

最初は東京の義兄、知人、どこかの“先生”(“思想家”  
とやらに相談していた、ということも言っている  
ことがある)、裕美たち……果ては福祉事務所

↑  
奇異なことにうけとられるかもしれせんか。  
「二人の問題」を二人の問題として  
とう出し、でき合おうとする事については  
やはり「オニ君」でしょう。

(の職員)といったように、

おそらく河村さんが問題とされておられるのは  
「オニ君」の介入の「質」のことだと思っております。

— 何故なら秋子のそれら「オニ君」の介入のせいで、  
仕方はさき知っておられるから、とて。

河村さんご自身の秋子宅訪問もまた(オニ君の介入)と言いつくすべからずです。(お氣を悪くされ  
ないで下さい。河村さんのご好意は重くわかってござい  
ます。私やその他の<sup>関係者</sup>も参加者も同意してのこと、  
ということはおしあわせで、問題~論点をぼやき  
させるために、そしてご好意を真にうけとるのゆえに

生かしているよう、記しています)

とすると、

つまり問題は「孝三君の介入」そのものではなく「介入」の質だと言われているのでとすると、上記した「孝三君」と及び河村さんの「介入」に共通する「質」は、「秋子に対して批判ないし非難の矢を向けない」ということである。河村さんか問題としておられる「孝三君の介入」の「質」は、「秋子に対して非難ないし批判の矢を向けている」といふところにあると思われまふ。

何かか視えてきませんか？

つまり前者に共通するものは、「家族」(～家庭)～「妻の座」の絶対化である、というように。

<RB問題>(単なる「坂本」家庭の問題)では決してない)の極(それはここにある)です。

即ち<RB問題>にふれる者は、自らの「(家族)という(或る)対」領域の問題を根本的にとらえ返し

総括しなければならぬし、それを行おうとしない者は、<妻の座>に居直り、<耐える妻>像の中に自己消費(していく<秋子>(～すべての<妻>)を)「とらえて(とい、は(?)に)」

生きること死ぬることでもできない緩慢な消滅過程をたどるしかない、ということ。

おそらく河村さんがこの簡不返事下さりとして  
 なかなか書けずば 考へ込んでおられたのは  
 貴このところ — つまり河村さんにとつての(〈家族〉~)  
 〈対〉テーマの総括 ~~の~~ ~~不~~ — ではなか、ら  
 のでしようか。

そこそこ、あるいはその困難さとは何かをこそ、  
 お書きになったし、その過程に遅れの意味を敷衍して  
 書き記しつつ、'83年11月19日付の私へ河村さんへて  
 手紙の写しを秋子に送って頂けたら、とお願い  
 しているのです。

○ 裁判テーマについて

お手紙で事実経過をお伝之下りあうかとうご言いました。  
 しかしお書きになったのは、どう総括されておられ  
 のか、ということである。

といひますのは、松下氏の控訴取違書案を必用(使う)  
 弁護士にしてやぐ切る方針と、弁護士の力を  
 つけてやる(弁護士主導型 — 専門家の中の内へ裁判  
 — にならざる可い)方針とでは、根本的といつてよ  
 りかゝかあり、後者の方針を前者の方針に近づけて  
 ゆくことは 相当深刻な弁護士との自主せ(衝突や  
 対立をふくみ、またそれを止端していく話し合い~)と  
 くぐらぬければで可い、ということ ~~は~~ 私へ刑事裁判  
 やRB公判をふくむこれまでの下学斗争裁判の

経験から感じているからです。

(R.B.公利は、現在)

5/16に10年5ヶ月  
再内された。

α. '75年以て来の2れ合取消訴訟 α' 宿舎明け渡し訴訟

β. 親子の問題をめぐり福祉事務所・県知事と

相手とつれあ (83年から)

γ. R.B.302の住宅扶助(生活保護の一部)をめぐり

福祉事務所・県知事と相手とつれあ (84年から)

の3件があつたか、α~α'以外の弁護士をして  
やっています。

そしてそれだけではなく、前者の方針をとることは  
必然的に補助参加をふくむ必要が求められる  
でしょうし、私もその必要に依つてゆかぬと感じて  
いた(いる)からです。

いま、(〈系統〉)〈対〉テマと同様、〈弁護士〉~  
〈支援者〉との関係の総括が必要なのではない  
でしょうか。

(おそらく、共通する問題性が視えてくるのでは  
ないか、と思ふのです。)

長い手紙にどうも1紙、前送は条件と一括して  
(書き出してから10日ほど) ~~12月~~ (12-21) ~~21日~~

お返事お待ちしています。

裁判の進行状況とあわせてお知らせできれば  
幸いです。

草に

~1985.4.8~18~

坂本守信

追  
返  
答  
し  
ま  
す  
。2  
月  
の  
お  
手  
紙  
と  
こ  
の  
返  
信  
は  
、  
同  
封  
じ  
に  
お  
手  
紙  
の  
分  
を  
お  
返  
し  
し  
て  
お  
ら  
れ  
ま  
す  
。こ  
の  
返  
信  
は  
、  
同  
封  
じ  
に  
お  
手  
紙  
の  
分  
を  
お  
返  
し  
し  
て  
お  
ら  
れ  
ま  
す  
。

~ '89. 11. 30 ~ 松下

\*、ワープロの使用によるマウス方向の問題点

1. コレビュー技術文明に包括されている。
2. 合理化や管理しやすい環境を自らつくっていく。
3. ことばを扱う幼児や居住者や障害者の表現手段が少なくなる。  
 (とくに言語ことば) <sup>例: アリス</sup> <sup>や障害者</sup> 現代の技術文明の <sup>でいし差を拡大する。</sup>
4. 少年の言語は <sup>計算機</sup> 計算機を介して、ワープロで作られる。
5. 製造段階、廃棄段階での <sup>化学物質</sup> 半導体による地下水汚染。
6. 表現能力の ~~技術~~ 依存による退化、画一化、傍聴化。  
<sup>設置 ~ プロセッサ</sup>
7. 自分の直接表現の特性を生かせるようになる。

この他にありうる点、指摘して下すのは徹底的に考えてみる。

1~7に就する点の考之は、次のようにまとめる。

- ① 示されるマウス方向性をつねに意識に置き、止揚~解揚の方法を、かわかりもつ全体的にと討論し、この意識の度合を、実験的に使用してみる。
- ② 次項米より1~7の比重が大さへ、この結論を、使用を中断する。
- ③ 現在使用している全工の技術に就して、同じ原則を適用していく。

公開と、平等を使用を要求する

\*<sub>2</sub> ワ-ワロの使用に5、2を目指して3 ワロ2方向

1、使用の直接的契機は、昨年この時の櫻通信の刊行（活版印刷）に10万~15万円を要し、校正や印刷の過程にかかると労働者の訝外感を知ったからである。自分で購入する経済的余裕がないので、所有して置くことが出来なくなりました。この結果、パンフ刊行費用は5万円以内で済み、表現—刊行—配布の全過程に全責任をもちてかかるといえるようにできています。

2、この場合、作成する文書の全てをワ-ワロで印刷して置く、

比喩的にいって、全情説に拘束する〈一行の詩〉と訂正された瞬間

にたいして、ワ-ワロ（この意味の全ての存在）にたいして〈ワ-ワロ〉の水準（直接表現）

で表現しようとする。裁判所及び文書、会議のしるし、年報等と

1、ここから先年書きた録する。必要に応じて〈職場での使用との位相差〉〈爆弾〉による表現を必要とする。

3、\*<sub>1</sub>の諸点に対応して2の2と、1~2の危険性は、その点を

解決するよりも作戦をたてる。3~4については、言外した人々の

立場による〈ワ-ワロ〉の実現については、知るべきには使用して置く

のだ、という苦痛を共有し、そのイミを提起していった。5、12、15

解決方法が提示されたのは直ちに実行する。（ただし、物質的汚染の問題

と物質的—幻想的汚染経路と（この問題を解決する方法を模索している。）

6~7については、前述の\*<sub>2</sub>—2の実現を夏版しているとは

思いつき自分自身としてやるマウスを要するから、他項目も含めて

遠慮なく指摘していったのだ。

3.24 証言集には...

松下昇様

十二(三)十四時に仕事を終え、小田まで上野へ。十六時発、武蔵園行にと乗る。  
 一、二時、野越地着。駅前のビシッポを覗くと、なんと私は一人。  
 一晩中、早稲田が吹きまわす。木造、モルタル(この郵便局が、夕夕くの中を、朝の  
 ながら、程つけず。一翌朝、七時三十分発のバスに、竹村尾、駿方面へ向かう。日照  
 のせりか。暑さ、暑さはたゞ七人。運手、手は、冬、降、若に、親しくあま  
 つを、送る。一、九時、近く、泊、近村、高梨、送、手、事務所に到着。泊り、二、三、かん、ぼ  
 いる若者、遠く、八が、千の、宛、先、書、き、ま、後、若、者、道、が、来、ま、り、始、め、る。一、時、ケ、ル、コ、に、右  
 れ、て、村、内、び、う、乃、ゆ、に、出、発。私、道、の、地、主、は、車、七、二、合、目、の、酔、農、郵、流。も、や、が、た  
 ない、牧、場。し、り、り、と、暑、さ、の、せ、り、の、牛、一、頭、見、え、す。息、を、切、り、な、か、ら、な、人、が、在、り、  
 する、余、々、を、ま、り、り、出、来、る、際、り、話、を、聞、く。二、三、も、話、す。凍、結、女、梯、段  
 神(王)の、秘、話、の、せ、り、の、び、う、も、多、く、し、と、く、く、の、の、り、人、を、合、め、大、半、は  
 冷、下、い、反、応。二、時、向、半、で、訪、れ、た、十、二、軒、の、う、ち、四、軒、は、な、ん、と、合、合、も、さ、ら  
 た、と、の、感、触。送、り、手、も、仕、事、生、活、状、況、の、極、端、な、流、れ、を、知、り、し、る、に、つ、け、  
 考、え、二、三、で、し、ま、う。人、に、は、ま、ま、の、若、年、層、に、技、能、日、後、取、組、を、あ、め、り、し、る、人、が

No.1

ありと居ると、朝のさか、さし、林の中、た、た、か、す。時、間、が、流、れ、送、り、手、務、務、所、に、用、意  
 し、こ、れ、た、梅、干、り、の、お、に、ま、り、を、ほ、い、り、つ、集、会、場、へ、つ、つ、つ、村、内、の、近、く  
 の、旅、館、の、店、内。起、満、堂、の、中、に、高、梨、坂、井、兩、氏、の、激、励、集、会。せ、と、高、梨、坂、支、店  
 を、表、州、に、社、会、主、義、を、説、き、ま、り、つ、今、日、な、ん、だ、と、皆、白、け、る。不、利、な  
 形、勢、を、送、り、手、映、し、て、お、ま、あ、い、あ、い、ま、某、会、の、終、り、に、三、原、燃、の、幹、部、が、情、景  
 に、参、照、し、し、り、り、と、見、つ、け、進、い、出、す。夕、方、園、立、中、か、ら、来、た、ケ、ル、コ、の、信、が、バ、ス  
 に、乗、り、ま、せ、も、う、い、途、中、び、う、入、り、し、な、か、ら、東、京、へ、向、か、う。世、界、の、原、究、を、あ、め、り、  
 た、め、に、今、日、二、三、の、教、を、と、い、う、り、も、教、う。次、は、不、信、心、の、教、を、所、望、ま、れ、た、が、信  
 半、の、教、詞、を、忘、れ、こ、り、て、大、目、で、い、こ、ま、り、取、り、お、く。ご、ま、い、い、教、を、な、り、と、信、は、り、し、な  
 る。何、と、い、い、眼、水、め、う、く、に、四、日、五、時、近、く、新、在、着。皆、も、ご、う、り、松、野、の、冬、信、に  
 居、眠、り、し、な、か、ら、職、場、へ。な、ん、と、か、は、事、を、清、ま、せ、て、待、七、時、野、毛、一、一、を、三、  
 松、下、さん、の、お、け、り、の、お、手、紙、と、書、数、が、届、い、し、ま、し、た、(も、う、一、通、柏、崎、で、英、才、し、り、  
 峰、を、送、り、手、の、ま、い、り、の、人、清、水、さん、と、り、ま、輝、の、方、の、手、紙、も。な、せ、か、久、い、や、り、に  
 感、切、し、た、ま、松、下、さん、は、泣、ん、だ、と、な、だ、ま、た、く、コ、ビ、ー、同、好、し、ま、す)。松、下、さん  
 か、き、の、て、い、な、い、と、神、ま、が、よ、い、い、美、態、を、我、ら、か、ら、取、り、く、情、を、く、ま、り、ま、す。

No.2





山浦 元稔 (返信はいつまでか。冬休み?にヒマがとれたから?)  
中、このです。

赤松村での 植民地教育活動 (永援会が、その 救援 救済の  
魂をかかれます。) の連絡は、あつた お手紙 2枚 たりなく 拜見 しました  
し、たかこさん、工藤 智 さんの 手紙 コピーも、返しよりに、永援会  
の 女性 の 魂 に つかれる 思いを ぶつけて いた みたい でした。この お手紙 表現に  
あつた のは 山浦 さん を 紹介 して、さそ 手紙 に つかれる こと を 考えて  
います。

(ヤ 同位相 の 手紙 の テーマ)

一方、 教員 救援 連絡会 方面 には、暗い 思い を 学校 中 まで します。

しかし、この <暗さ> を 引き取り、止揚 して、いく 責任 と 生きかゝる こと を  
します。

① 宮内 さん さん には、12-752、あつた ため 手紙 を 出し ました ので、  
コピー を 同封 します。年内 に 私 や 山浦 さん へ 各 3万 円 へ 送ら せて  
ください。少しは 見直す の で 可か...

② 山浦 さん の お手紙 No.3 の '76年 3月 ~ 8月 の 筆遣は、あつた  
と 新鮮 感 (?) を 感じ ました。救援 通信 27 の 山浦 さん の 文章  
には、「'76 年 秋 分 野 野 の 総 括 に 際 して、私 の 宮内 さん さん へ して 息 返 答  
する 確 定 論 事 の 展開 して、何 種 様 子 を 知 悉 し 仰 せ たい こと に  
解決 策 を 示 した こと を、私 へ」と 記 述 して いた が、重 要 な こと  
である こと を 以外 側 と 人 と 理解 し たい こと を 示 した。今 回 の お手紙 へ

理解の回路に向かいたいという気がしました。ではおは、

a. 論争の参加者と内容

b. 解体宣言 (コピーがあるのか)

c. その後の経過

} はつて、ご教示下さいませんか?

③ 松の道原の通信の三巻に付して、その中の一巻をお見せ下さい。取りかえして頂戴したい。お返しするつもりです。とくはワープロのデータに?への山浦さんの批評が掲載して、けしめ、ご本人と松の巻を具体化するごめい。本当にうれしく、感謝しております。まだ不十分でもあり、全巻の〈技術〉のデータもご返送へ応用して頂くためにも、今後とも、よろしくお願いします。

④ 11.14に議題に上った五十嵐の巻には手紙を出したと云う山浦さんからの返信と何となく同時に、相模女子大から通信の山本全巻に付する資料を送って頂いたのをごコピーを同封します。河村さんへも回覧して下さい。何ともヒトの元・東大全巻で済ませたい。しかし、これは潜在的に全巻の元・全巻に上って頂戴するかも知れません。

⑤ 河村さんへ山浦さんのことに関する教壇通信のバックナンバーが刺し付けお知り下さい。又、それ以上に、補充する資料について試案を考えて下さい。 (お返しするが、年月係りにして) 知を下さいます。

⑥ (3.24) 証言集 (上・下) をもう一冊ずつ同封します。12.21にはお別れが、多分、被差人は不出席し、非・法的専門家は松の巻に付して(5)不可視の被差者居るの存在が、しつと耐えて、お返しをしようと思っております。

宮内 康 様

※ 別便の報告集会の日付についてです。

① 3月20日(火)にて開催予定でしたが、次の21日の祝日であり、この日に同建の例会があるため、判断をいたしました。この日の例会がある場合は、このままでの開催となります。別の日に設定されるようでしたら、その前日にして下さいます。

② その他、会場予約などの都合で変更の必要が生じる場合の判断はさせていただきます。同建例会の日も隣接していても構いません。

③ できるだけ早く日付～会場まで参加予定者へ連絡するようお願いいたします。

89.12.7 松下 昇

追記

(年内)

手こじに認領する、救援資金から6万円を出して

\* 3万円を 243-03: 海老名市 3丁目 1-3-506

の山浦元七へ

11月14日の会議へ

\* 3万円を 誰へ送って下さいませんか?

(無) 脚の折れ

3月の集金の款項を、今342260円あり、年末までせよの予定です。

(3月までに、まだ仕事で遅延して入金して、~~送って~~ 下して)

先取出し

か (11月14日です。山浦元七へ送っていただく予定です。)

山浦元 様

先日の12.14日の手紙への補充として記します。

① 12.14 — 12.14日付の宮内省の現金書留が不明な送付先で  
 戻された。山浦様宛てにまで送られたか？ 少し不安な感じがするが、  
 3月の報告集の出来は手配は済ませた。不承不承で済ませます。1月  
 中旬まで待つべきか？ とお聞きした。とくなくお任せいたします。

② 12.14 — 五十嵐様宛ての文章を自動的に印刷したか？ という点の  
 件については資料を添付して送った。その一として新聞誌  
 X、8月号の3月号の大山の文章の工本とお送りします。

③ 関連した思い出のことです。河野氏の周東学院大の18日に  
 後援料の引当金も戻り、撤回。そのこと自体は周東学長から  
 知らされたという全道がその場に記憶し、へたに河野氏に  
 知らぬことも有意義には把握してまいりました。山浦様は撤回  
 の理由が不明なままか？ 又、相談にのっていただきましたか？

④ 12.21 — 12.21の大塚地裁の公判には、ヤリ被告人は遅れた事  
 事柄の転がらぬ運命録人の13.24証言集と関係して、取れたことの影響  
 しての転がらぬと裁判所の交渉で当日の公判は延期されております。今後  
 困難な過程が予測されます。一つは取れたことを感じてます。

(転がらぬ五十嵐は、冬かEを請うてます。)



(別紙)

(ただし、毎月日付がへてくると、将来困るでしょう。  
「けんこくたん」才の号をよんで  
1 才の号として、これだけの構成をまじりうる力は感心しました。  
ワ-700(!)による編集ができていますか？ 私には、まだこんなことは不可能  
で、かつ今のごとき「概念集」との散文を40字×40字でつづらねて  
たよりにしてほとや、つづらねては...  
2 「イラストが読し、とがってあるのて(3ページ) 山浦夫人のこころ  
見出しはしたか、ご多忙でしようし、もと本路橋に山浦さんかかぬ  
パワー等に頼かしてつづらねたか、よへんともいえます。  
3 山浦さんの「つづらね」意見陳述書が転載されているので、発行者の  
尊意に感心しますが、あつたかたよみ、すくんでいる尾南を再確認しました。  
こころはしめてあげたいのですが、「法則性」と「法則」と読み変えて  
という箇所が欠けの筆意がある、と考へました。私の理解では、概念  
現象の時局、不確定、矛盾困難、等々の把握、マクロ世界の法則  
に適用(法則性、類推的適用という用語があります。)して、法則性として  
把握したものを、つづらねたという事象に對して、技術の本質に三友が  
人々には、先山下マクロ世界の判察関係の影響によつて「法則」として自他を思  
ひませよ」としている、という風に山浦さんの考へをうけてよんでしようかと  
し、読み手がえてへたり、せに付加したよきことをあつたりした、せに  
ご指示下へ。(なお、この部分の「尾南」論は、私の概念集、2の「尾南」論  
より深化させようかと考へておいたかたへつています。)

私には(私)  
困るでしょう。

山浦 様

遅れおしれたが、松下さんの旅費の立替分  
です。

先日の会合の結果についての松下さん  
のメモが届いていすので同封します  
(他の皆さんにも送り予定です)。

日程、場所等については、また後日  
(集金の) 御打合せしたいと考えています。

とり急ぎ用件まで。一応の御返答を!

'89.12.14

宮内 康

反核燃裁判  
関東だより

第0号

(189.11)

# 燃とめよう

発行：核燃とめよう！ 一万人訴訟 関東のつどい

連絡先 千葉県船橋市芝山7-38-5 ☎0474-69-0336 鈴木敏嗣

制作：関根秀夫 東京都秋川市草花1346-4 ☎0425-59-8482

## 9・29 第1回裁判『六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取り消し請求事件』報告

「意見陳述では全員要点をまとめて話せた」「これなら勝てる」

「率先のいいスタートを切れた。今後はウラン濃縮工場の建設を安全と判断した国側の理由を準備書面で提出させ、情報公開に向け一つ一つ釈明を求めていきたい」

原告弁護団記者会見（青森県火災共済会館にて）

国側は予想どおり、「原告

が（施設の）許可処分で侵害されると述べる利益は法律上保護された利益ではなく、原告適格を欠く」と主張しました。国は裁判に入る前に、原告の訴えを却下しようとする努力しておりましたが、残念ながら裁判所は審理を続けました。私達原告側の陳述は、5月17日科学技術庁でおこなった口頭審理での内容とほぼ同じもので次のとおりです。

一、許可の無効・ウラン濃縮には明文規定がない

二、手続き的違法・立地受け入れについての県民の合意がない

三、内容的違法・許可申請書に施設の構造や設備が詳細に記されておらず、許可は不可

能。申請書の一部が非公開となっており、国側に安全性を公正に審査する意志がない。

なお、裁判官・傍聴人らに対し、原告団の訴えについてより一層の理解を深めてもらうために、冊面のやり取りにとどまらず、生の声をという事で原告団の代表が陳述しました。これらに対し、裁判官がうなずく場面もあり、今回の裁判ではなかなか良いごたえだとの報告を伊藤弁護士より受けています。

### 《裁判所 国に要求》

「次回期日までに原告の請求原因について認否するように」と求めました。このことから裁判所の判断は、国側の「原告適格欠く」という主張は、

今のところ

問題にされ

てないよう

です。裁判

所が原告適

格を欠くと

判断したと

すれば、審

理は続行さ

れず、ただ

却下で 終

わつてしま

うからです

東日報より



原告団が裁判所へ提訴書を提出

10月20日核燃とめよう！一万人訴訟関東のつどい

### 核燃裁判緊急報告会 開催

詳しくは2ページ

「核燃とめよう！一万人訴訟関東のつどい」（以下関東のつどい）では、10月20日、本件裁判の報告会を代々木上原の上原公民館で緊急に開催しました。報告者は弁護団から伊東良徳さんと、関東地区から口頭弁論にのぞんだ生越忠さん・山浦元さん・井上年弘さんに来ていただきました。なお、この報告会お知らせに間違いがありました。地図上の取南口を北口と書いてしまいました。ごめんなさい。

次回第二審は来年1月19日  
第三審は 4月20日  
第四審は 7月20日

次回より このページは、星徹さんに、インフォメーションなどを含むページを作ってくださいようお願いします。

世田谷ネットワークや原子力資料情報室などの仕事で忙しい中、よくぞ引受てくれました。唯々ありがとうございます。

ちなみに、この通信の『げんこくだん』のロゴを作ってくれたのは、星徹さんの奥さんの星正子です。また、星正子さんには、現在会計をしていただいております。

予告 次回より「下北物語」（仮題）を鈴木敏嗣さんに書いてもらうことになりました。

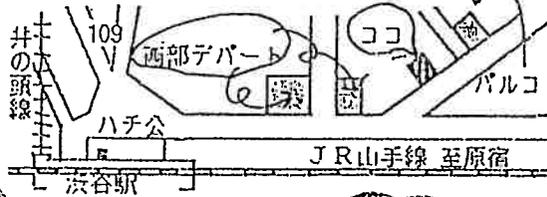
## 『核燃とめよう！ 一万人訴訟関東のつどい』 例会

のお知らせ 11月18日（土） PM 2:00～5:00

ところ 『住民ひろば』 公園通り渋谷バルコてまえ

山手マンション（山手教会、ジャンジャンのビル）

2F 203号室 ☎ 03-464-8840



### いらぬ核燃！ 原発とめろ！ 11・3大行動

■会場=宮下公園（渋谷駅下車徒歩5分）

■予定=11月3日午後1時より集会/デモ出発  
2時半呼び掛け=日本消費者連盟、日本はこれでもいいのか市民連合、原発いらない！しっほの会、とめよう原発世田谷ネットワーク、原発を考える品川の女たち、下北を原子力半島にするな！東京連絡会、下北半島を要する会

#### 編集後記

9・29 ウラン濃縮裁判を傍聴して

青い森公園での前段集会と青森地裁で、原告団は、みな生き生きと自分の思いを熱弁しました。それは決して権力や金力でおしつぶせるようなものではない。一方、被告側は全体として生気を失い、仕事としての義務感で来ているという感じだった。皆がそれぞれの仮面をかぶり、人間性を感じさせない。

いのちと自然を守るため、民主主義と真実を守るために、厳正な司法の判断を期待しています。星 徹

# NO NUKES

#### 編集後記

89年4月に正式発足してから半年余りが過ぎた『関東のつどい』により活動の核ともなる通信物が生まれたことになりました。関根秀夫・礼子ご二人の大決断に敬意を表します。

関東各地からの原告や支援のみなさまの熱い思いを伝え合う場として丈夫に元気で育ってほしいと念じます。「つどい」のみなさんすべてのものですから、どんな発音でもけっこうですので、積極的なご寄稿をお待ちします。年賀状や器中見舞いのたぐいなどもお寄せください。

また、青森（八戸）本部の活動の一助として、青森県内や六ヶ所村の動きもできるかぎり伝えていければと思います。こちらから原稿をお願いしたり、インタビューしたりすることも考えていますので、ご協力よろしく。では、反核燃・脱原発の大海原へ航航！

鈴木敏嗣

#### 編集後記

思えば去年の春に、アイリーン・スミスさんの講演会に行ったのが運のつきでした。原発止めなきや、だから核燃止めなきやと何にも分からないのに NO NUKES というミニコミ紙を発行し、近所に配りはじめ、ちよつと原発のことが分かりはじめた時、原告団と出逢いました。『関東のつどい』の通信物を引受たのも、やはり、核燃止めなきやと思う一心だけでした。皆さんの力で通信を出し続けたいと思います。なお、この通信が0号なのは、通信についての皆さんのご意見ご感想等を、例会にかけてから、正式に創刊号としたいという考えからです。

関根 秀夫・礼子

# 核燃裁判始まる！ 緊急報告会

第一回目のウラン濃縮裁判が去る9月29日に行われました。関東地区の新聞テレビ等マスコミでは殆ど報道されていませんでした。(毎日新聞に数行の記事のみ)原告・支援の皆さんに、裁判の様子を早く知らせなければと、緊急に10月20日報告会を開催しました。

10月20日ウラン濃縮裁判の報告会では、お知らせの地図の間違えから、2、3人の方が迷子になり、たいへん御迷惑をかけました。また、会場規制上の原因から、原告団の名前と違う固有名称がつけられました。原告団の名前は、会場を借りれないということが、現実にあったからでした。(そろそろ私達の目からも、硬直した核管理社会がはつきりと見えるようになってきたようです) 会場には平日にもかかわらず三十人ほど集まりました。鈴木さんの挨拶の後、井上年弘さんから、前段集会・裁判所の様子等の話がありました。

## 井上年弘さんのお話

電力消費者とりわけ都市と都市周辺の大量電力消費者は、原子力による発電が電気の一部をになう限り、核のゴミにも責任を持たなくてはならない。電力消費者の義務として、原発から産み出される電気と、同時に産み出される核廃棄物は私達消費者の問題である。ウラン濃縮工場は、六ヶ所を灰の捨て場とする

## 山浦元さんのお話

原発・核燃を推進する学者インテリの攻勢は今日大きくなりつつあること、また、その構造についての話がありました。本件裁判で強調したかったこととして、去る5月17日

ための計画の一部にほかならない。また、消費者の権利として、安全なものを食べたい。青森の農産物・海産物はどうなる。六ヶ所の核3点セットが現実のものとなれば、安全な食べ物を食べる権利が奪われる。(紙面の関係から一部しか紹介できません) 井上さんはこの他にも多くの問題を指摘しておられました。

行政不服審査法にもとづき、科学技術庁で行われた訴訟中、科立て口頭審理の場での、科技庁のノーコメントの違法性について、これは、今後行われるであろう低レベル放射性

廃棄物施設・再処理施設について二度とこのような事態を繰り返さないために述べられました。なお、山浦さんは物理の専門家であり、物理学的側面(正面と言うべきかな)からも切り込みました。意見陳述書の一部を丸写しさせていただきます。

## 生越忠さんのお話

山浦さんの報告を強調する方たちで、大学、教授、行政の関係等、原発・核燃推進の学者インテリ層の腐敗が著しく、事例をあげて話してくれました。その後、サンフランシスコ地震にからめ六ヶ所付近の地質について大変大きな密査の間違えについて指摘しました。地質についての詳しい内容は、生越先生の書かれた本を参考に、次回詳しくお伝えしたいと思います。

## 伊東良徳弁護士のお話

本件裁判の特徴の一つは、生越先生の意見もあり、証人としてではなく、原告としての立場で、特別に30分の時間の枠で地質について陳述してもらったこと。二つには、『許可処分無効確認』と『許可処分取り消し』の二本立てであること。基本的に、取り消し訴訟。許可処分無効確認とは、違法であることがきわめて明らかなきにすぎないもので、提訴の時期の制限がないものです。本件の場合、次のことがそれに当たります。ウラン濃縮には明文規定がない。明文規定がないものを許可出来るわけがない。明らかに違法です。原子力規制法においても『加工』とは『核燃料物質を原子力燃料として使用出来る形状、組成に処理すること』と定義されており、同位元素中の特定の核種量の比率を高める『濃縮』は含まれない。なお、裁判の感趣から、今のところ原告適格については問題になっていない。

## のお話

裁判についての質問があれば、『関東のつどい』まで郵送でお寄せ下さい。

山浦元さんの意見陳述書より、同氏の許可を得、一部を抜粋させていただきます。

(i) 核反応現象は、一般に超高速であり、マクロの世界の1秒は、ミクロの世界では、無限大の時間に相当します。加えてミクロ世界固有の、不確定かつ急激な条件の変化を考慮すると、例えば高温、高圧の原子炉内では、予測出来ない無数の事象が、マクロ尺度の1秒間に起り得ます。それら全てを、マクロ的な「瞬間」に察知し、マクロ的装置の作動で制御できると考えること自体、狂気の沙汰なのです。出力上昇の予測と制御に失敗したチェルノブイリの核暴走は、起るべくして起つたに過ぎません。この事故が示した様に、地球規模のグローバルな生態系と、その一部としての人間に、回復不可能な傷痕を残す可能性をもつ、核エネルギー利用の分野は、絶対的安全性が要求されます。

いわば、「法則性」を「法則」と読み変えて、技術規定を適用すべき対象としては、核反応の世界は、原理的、本質的に危険なのです。

(ii) 次に実験されていない実験出来ない構成要素を持つ装置は、技術規定に照らして見れば、技術論外である事は自明です。二、三の例

(a) ECCSに代表される補助装置類は、実験に失敗したのではなく、危険過ぎて実験出来ない出来なかつたと言ふべきです。虚構の「多重防護」は、安全性とは無縁であり、逆に装置全体は、巨大複雑化し危険性が飛躍的に増加します。「安全装置」の存在そのものが、運転者を混乱させ、連鎖反動的に事故の規模を拡大していったTMIの場合はその典型です。

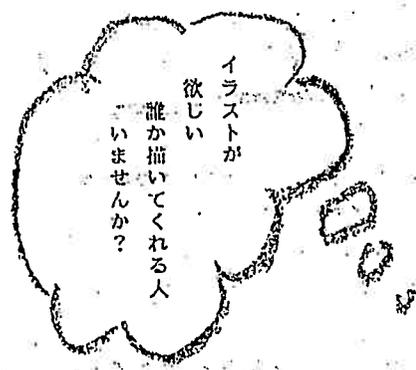
(b) 日本原子力文化振興財団のパンフ「危険な話」の誤りとして石川迪夫氏が、原子炉格納容器に関して、次の様に記しています。「仮に原子炉でチェルノブイリ事故と同じ現象が日本で発生した時に、格納容器が耐えられるかどうか、これは爆発のエネルギーを正確に計算してみないと何ともいえません」チェルノブイリ級の事故に対する

格納容器強度の実験などやれるわきがありませんが、事故から二年以上経過した時点で、机上の計算を試みる姿勢もないのです。

(c) わが国の代表的な(元)原子炉設計者、大前研一氏は、TMI事故を「事故時の操作員が狂気になるという仮定が設計思想に盛り込まれていなかったことにある」として「今の原子炉の設計はこれまでに起きた事故と、頭の中で考へ得るすべての事故に対しての考慮はなされているが、前例もなく、想像もつかないことに對しては、残念ながら予防されてはいないのである」(加算混合の発想)と述べています。事実は大前氏の錯誤に反し、もちろん操作員は「狂気」になつたのではなく、何が起つたか分らなかつた、即ち、客観的事態の把握が出来なかつたのです。また、運転操作員の判断操作は、最大限の経験と実験を要求される、技術の最重要構成部分をなすという技術論の初歩的な常識を、殆んどわきまえていない設計者達の罷くべき水準がここに示されています。しかも

十年経つて、やつと压力容器の亀裂、炉心熔融の惨状が分り、そして最もまともな解析を行つてゐるのが、生データの入手を制限されている我が国の反原発学者の方々である、という倒錯した状況に私達は置かれてゐるのです。

このように、科学技術自体として解体している虚構の産物が、取り返しのつかない事態を引き起こし続けるのは必然であり、時間の関係でふれ得なかつた放射性廃棄物の処分を含む、核燃サイクル施設についても、大同小異であることは、当法廷で明らかにすることを確言して、陳述を終わります。



### 原告団支援の方々へ

お願い

原告支援の方々、住所がわかりません。今回は八戸の原告団本部に発送をお願いしました。本部では、個人のデータは、誰に對しても公開しません。本部の活動の一助にと思つておりますが、かえつて仕事を増やしてしまひそうです。差し支えなければ、「関東のつどい」まで郵送で住所を教えてください。